

平成26年第1回上峰町議会定例会会議録

平成26年2月28日（金曜日） 本会議5日
 会期 15日間 委員会4日
 平成26年3月14日（金曜日） 休会5日

平成26年2月28日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生涯学習課長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年2月28日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第1号～議案第29号)
(議案第30号)
- 日程第5 議案審議
議案第4号 上峰町先進的ICT利活用教育推進基金条例
- 日程第6 議案第19号 平成25年度上峰町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第20号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第21号 平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第22号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第23号 平成26年度上峰町一般会計予算
- 日程第11 討論・採決

午前9時55分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は平成26年第1回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番大川隆城君及び9番林眞敏君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は、本日より3月14日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

平成26年度の施政方針を申し上げます。

町民の皆様並びに議員各位には、平成26年上峰町議会3月定例会に御参集いただき感謝を申し上げます。

本定例町議会にて、平成25年度補正予算案及び平成26年度当初予算案を提案し、御審議いただくに当たり、今後の町政運営につきまして新年度に臨む私の所信の一端と予算概要、主な施策の概要を申し上げさせていただきます。

1 所信表明

少子・高齢化という言葉が聞かない日はありません。しかしながら、少子・高齢化という言葉は気をつけなければいけません。出生率が注目されますが、少子化とは出生者数の絶対的な減少の問題であって、出生率の低下ではありません。出生者数の減少が経済社会に実際の影響を与えます。

我が国ではこれから出生率が反転しても3割以上の出生者数の減少が起きることは避けられないと言われていています。親の数そのものが影響しており、減り続けることが予測されているので、少子化を防ぐ施策の効果は限定的だと言えます。

また、高齢化率も注目されますが、同じく高齢化とは老年人口の増加が問題であって、総人口の減少による高齢化率の上昇が問題ではありません。高齢化率は2040年以降も上昇を続ける見通しにもかかわらず、老年人口の絶対数は2020年以降、ほとんどふえないそうです。

つまり、これから20年後には65歳以上の絶対数はふえなくなるということ、これから出生者数は3割以上激減するという、20歳から59歳までの人口は歯どめなく低下していくということが近く確実に訪れる未来として備えなければなりません。

第4次総合計画「上峰まちづくりプラン」の上峰町の特性と課題を見ると、本町の総人口は年々増加していますが、年少人口、15歳未満の絶対数はおおむね横ばいから微増、生産年齢人口、15歳から64歳は微減、老年人口、65歳以上の絶対数は増加しています。

生産年齢人口の減少に伴い、町税収入の減少が見込まれる一方で、老年人口の扶助費は徐々に増額しています。そして、それはこれから2020年まで毎年深刻になっていきます。介護・子育ては地域社会全体で支えながら、ハードは老年人口・年少人口を前提にして考えるべきです。激増する需要に対しては必要な建設はしっかり行うべきですが、激減する予測に対しては、むやみな建設を許しては帳尻が合いません。むしろ統合して質を上げるべきです。

日本全体の人口減少が進んでいきます。この時代に合った施策の軸が必要です。重要なことは社会の連帯を強め、行政への依存を減らす視点だと思います。行政の守備範囲を一方向的に狭くすること等ではありません。むしろ全ての人やNPO、消防団など中間の団体に居場所と出番をもたらす新しい公共など、生活者の目線に立った施策の流れを広げることだと思っています。

日本の地域が目指すべきコンパクトなまちの姿を上峰につくり上げてきた先達に恥ずかしくない、共助が自助を支え、全ての人に居場所と出番がある、ともに生きる地域社会をつくることであると考えています。

2 予算概要

(1) 平成26年度予算の考え方

次に、平成26年度予算について申し上げます。

編成の基本的な考え方として、限られた財源を計画的、効果的に配分することを基本に編成いたしております。また、効率的な行政経営を目指し、健全な財政運営を維持するため、予算編成方法については内部努力による経費節減の徹底を行いました。

また、町債については、健全化判断比率などの見通しを踏まえ、実質公債費比率18%を下回るまで公債費適正化計画を着実に推進し、可能な限り発行を抑制する必要があります。一方、歳出では、扶助費の増加、子育て分野などで新たな財政需要が見込まれています。

平成26年度一般会計当初予算の規模は、一般会計3,703,000千円、特別会計、国民健康保険933,000千円、後期高齢者医療95,000千円、土地取得14千円、農業集落排水573,000千円、合計で5,304,000千円になり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計9.1%の増、特別会計5.2%の減、合計で4.4%の増となります。

一般会計予算の規模は、対前年度比で109.1%、310,000千円の増で、3,703,000千円となりました。

一般会計の歳入歳出の概要を申し上げますと、歳入では、町税全体では1,407,000千円で、対前年度比168,000千円の増加となっています。内容を見てみますと、個人町民税は横ばい傾向で384,000千円ですが、法人町民税が回復傾向にあり、対前年度比182%の201,000千円を計上しています。大手企業収益が回復基調にあることが要因です。

固定資産税は全体で対前年度比110%の724,000千円を計上しており、69,000千円増加して

おります。その要因として、土地の地目変更による宅地化で増加傾向もありますが、主に家屋の新築増と新築住宅の軽減措置が今年度期限切れとなる影響が増加につながりました。これに加え、企業の設備投資の増加傾向も見えてきております。

軽自動車税は、対前年度比1,000千円増の23,000千円を計上。

たばこ税は、昨年からの税源移譲による収入増の反映が見込まれ、7,000千円増の72,000千円を計上しています。

入湯税については、ここ数年、減少傾向でしたが、今年度、対前年度比で118%の1,000千円を予定しています。

国庫支出金は、住民税非課税世帯が給付対象の臨時福祉給付金及び児童手当受給世帯が給付対象の子育て世代臨時特例給付金の創設により増額となり、26.2%増の414,000千円となります。

公債費である町債が5.7%減の187,000千円。

財政調整基金の取り崩し額は、対前年度比45,000千円増の165,000千円。

財政調整・減債・公共施設整備の財源調整3基金を合わせた額は、平成24年度末の304,000千円から平成25年度末の319,000千円と15,000千円増加する見込みです。

地方交付税は808,000千円となりました。地方交付税は地方税の増収が見込まれることから普通交付税が減少となり、地方交付税全体として9.7%減を見込んでおります。

次に、歳出では、義務的経費については、人件費や公債費が減額となる一方、扶助費が増額になることから、ほぼ同額の1,750,000千円で推移します。

投資的経費は、元気臨時交付金基金を活用した町道補修工事、中学校床改修工事及びテニスコート改修工事並びに小学校エアコン復旧工事などが増額となることから、335%増の180,000千円となります。

その他の経費は、緊急雇用創出基金事業を活用した委託料や臨時給付金などの補助金が増額となることから、10%増の1,770,000千円となります。

3 主要な施策について

(1) 主要な施策について

平成26年度の主要な施策について申し述べます。「上峰まちづくりプラン」第1次実施計画の施策体系に沿って、公約に関する取り組み事業も含めて、新たに取り組む施策を中心に、その大要を申し上げます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

① 環境・エネルギー

地球温暖化対策の推進

温暖化防止対策として本町では、引き続き職員による電力消費量の節減の取り組みを継続していきます。また、地球温暖化防止を目的に職員も率先して不必要な照明の消灯、クール

ビズやウォームビズによるエアコンの設定温度の調整を継続し、温暖化防止に努めます。

新エネルギー施策の推進

町民みずからが新エネルギーの利活用により温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む環境に優しいまちづくりを推進するため、平成24年度より実施している住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を継続するほか、再生可能エネルギー導入に向けた調査・検討を行います。

自然保護・環境保全活動の推進

豊かな自然を守り、緑と花のあふれる都市空間をつくる施策として、身近な自然環境との触れ合いの場を確保するため、町民の皆様による緑地を拡大し、優先地区を設定し、公共施設周辺の環境美化活動を推奨します。

公害等未然防止

目達原飛行場周辺における騒音について、現在、3カ所で測定を行っていますが、今後も国による適切な防音対策が図られるよう要望を行います。また、平成26年2月5日、切通川の上流において泡が立っているとの通報があり、環境係より即刻、鳥栖保健福祉事務所へ連絡を入れて原因究明のため事業所への立入検査を行いました。今後、事業所より報告があることとなっております。引き続き県と連携を強め、未然防止に努めます。

②ごみ処理等環境衛生

ごみ収集・処理体制の充実

現在、一般廃棄物の収集運搬及び処分手数料として、占有者（受益者）より、ごみ袋大1枚当たり（消費税2円含み）40円、小袋（消費税1円含み）25円等を徴収していますが、今回の消費税率の引き上げに伴う価格の値上げは町民負担につながるため、価格は据え置きます。また、新たなごみ袋やごみ袋の質の向上について検討します。

3R運動の促進

広報・啓発活動の推進やリサイクル推進団体の育成、ごみの排出量をさらに減らすために家庭用生ごみ処理機（生ごみ電動処理機／生ごみコンポスト）の購入に対する補助を通じ、町民や事業者の自主的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促します。

不法投棄の防止

また、山間部等への不法投棄を抑止するため、不法投棄の監視パトロールなど監視体制を継続します。監視等カメラを増設し監視体制を強化します。また、荒廃した家屋等の情報を集め対策を検討します。

し尿収集・処理体制の充実

現在、広域的な処理として三神地区環境事務組合にて収集・処理を行っております。今後も許可業者への指導等により、効率的な収集・運搬に努めます。なお、三神地区環境衛生推

進委員会において、消費税率引き上げに伴うし尿処理手数料の改定がなされ、本町分は現行1リットル当たり13円14銭を13円51銭4厘とします。

斎場の適正管理・運営

広域的連携のもと、19年目を迎える三養基西部葬祭組合による斎場施設の維持管理に努めるため、今年度より2年間で屋内空調設備改修を行います。

③上・下水道

給水体制の維持・充実

現在の水道料金については、平成23年に値下げ、5.8%減しており、さらなる値下げを検討してきました。経費削減等の効果により、財政見通しが好転しましたことから、今回、3年ぶりに再度値下げ、マイナス5.8%を4月から実施いたします。

下水道施設の適正管理

処理施設・管路施設の機能の保全と長寿命化に向け、最適整備構想計画に基づき、老朽化した施設の更新及び計画人口の増加に伴う処理施設の増設を行う目的で坊所処理区の機能強化事業を行います。本体工事を平成26年度完了目標といたします。管理につきましては、包括的民間委託による適正かつ効果的な施設管理を行い、長期継続契約等による経費の節減効果も見られるために、引き続き下水道事業の円滑な運営を推進します。

④公園・緑地

公園施設・設備の整備充実

本町は、都市公園として、鎮西山いこいの森や佐賀東部緩衝緑地、中央公園、坊所児童公園を整備しているほか、小規模児童公園や農村公園等を各地区に整備しており、それぞれ町民の憩いの場となっています。昨年子ども議会の折、小規模児童遊園地の老朽化した遊具の点検依頼がありました。今年度、農村公園遊具、鎮西山公園遊具や坊所児童公園管理地内遊具等についても点検を実施し、点検結果を受け、地区と協議し、廃棄、または修繕等の改修計画をつくり、安全確保に努めます。

公園・緑地の管理体制の充実

鎮西山樹木等維持管理の委託面積をふやします。また、地域住民や町民団体等による公園・緑地の愛護活動を促進するため、優先地区を設定し、町民の緑化運動や花づくり運動により、花と緑あふれる快適な環境づくりを進めます。

⑤交通安全・防犯

交通安全意識の高揚

警察署や交通安全協会等との連携のもと、運転免許保持者講習会や小・中学校における交通安全教室など、子供から高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみの交通安全運動（春・秋）を展開し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

交通安全施設の整備充実

国・県道の安全な道路環境の整備を要請していくとともに、町道についても交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進し、危険箇所の監視、点検等を行っていきます。

⑥消防・救急・防災

消防団の充実

老朽化した小型ポンプつき消防積載車を23年度に1台の更新、24年度に3台の更新を進め、25年度はポンプ車を配備しました。機動的で安全性にもすぐれた新車導入により地域防災力や減災能力を高めていきます。また、ライオンズクラブから指揮車を寄贈いただく予定です。また、近年、梅雨時期のゲリラ豪雨によって、消防団第1部格納庫前の道路が冠水し、非常時に消防車を出動させることができないおそれがありますので、移転先について地元消防団や区長様方と協議をしましてまいりました。移転地について協議が調う見込みですので、今年度当初予算で移転新築費用に係る設計費を計上しました。

防災・減災体制の強化

東北地方から関東の沿岸部に未曾有の大災害を及ぼした東日本大震災が発生して3年がたちますが、本町にとって防災行政無線の整備が緊急の課題でございます。平成24年度に防災行政無線の基本設計を行い、平成25年度に九州防衛局へ補助事業実施計画書を提出しておりますので、平成26年度に事業採択をいただきましたら、設計費の補正予算を組みまして事業を実施していく所存です。

平成24年度から防災用品の備蓄を行っておりますが、食料のみならず、資機材等も備蓄していくに当たり、それら保管する倉庫を設ける必要がありますので、平成26年度において庁舎の敷地内に防災倉庫を整備いたします。

本町では町内の公共施設を中心に10カ所の指定避難所と福祉避難所を2カ所指定しておりますが、その場所を町民の皆様にはわかりやすくするために、平成26年度において各避難所の前に案内看板を設置いたします。また、避難所（多目的集会施設）の耐震診断を実施します。

2. だれもが元気になる健康福祉のまち

①保健・医療

健康づくり意識の高揚と自主的活動の促進

広報・啓発活動の推進により、町民の自分の健康は自分で守るという意識の高揚を図っております。また、気功教室、男性のための健康づくり料理教室等を町民センター等で行っており、今後も推進します。

健康診査・保健指導等の充実

特定健康診査等実施計画に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に進めながら、特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、各種がん検診（胃がん検診、肺がん検診、

大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診）や、骨粗鬆症検診の充実、健康教育や健康相談の充実に努めます。

なお、検診手帳と検診費用無料クーポン券（子宮がん検診にあつては20歳、乳がん検診にあつては40歳の方）を送付し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を行い、健康保持及び推進を図っていきます。

母子保健の充実

母子の健康保持を図るために妊婦一般健康診査事業について、必要な回数（14回）を受診できるよう助成しています。受診勧奨と妊婦自身の健康管理のため、妊娠届時にマタニティーブックを用いて保健指導を行っています。また、26年度から不妊治療（人工授精、体外受精及び顕微鏡受精治療）費の助成を、子供を希望しているにもかかわらず、経済的負担が重いため十分な治療を受けることができない方への経済的負担の軽減を図ることを目的として行います。

親の育児不安解消、児童虐待の発症予防に向け、妊娠期からの継続した相談、指導の実施、妊婦健康診査、生後4カ月までの全戸乳幼児訪問事業、乳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の実施、育児サークルの育成など、子育て支援体制の充実に努めます。

感染症対策の推進

佐賀県や医師会等の連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種相談支援体制の充実に努めます。水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種については、国・県の動向を見ながら充実に努めます。

②高齢者支援

高齢者支援推進体制の充実

健康で活力に満ちた社会をつくるため総合福祉計画を策定いたします。高齢者の健康づくり、介護予防に向け、自主的な健康づくり活動の促進に努めるとともに、健康診査・保健指導、健康教育、健康相談等の各種保健サービスの充実に努めます。

また、高齢者福祉事業の不断の見直しを行い、真に高齢者に必要な支援を着実に実施していきます。

65歳以上の高齢者が、あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術を受けられた際に、1回千円を上限として施術料を給付するあん摩等施術費給付事業を実施します。

多年にわたり地域社会に尽くされた高齢者に対し、古希（満70歳）、喜寿（満77歳）、米寿（満88歳）、白寿（満99歳）の方々に長寿祝い金を交付し、敬老の意を表します。また、9月には70歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催します。

高齢者保健福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会等との連携のもと、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、買い物弱者支援などの福祉サービス

の充実を図ります。また、福祉バス「のらんかい」の運行については、相互乗り入れに伴う複数市町間の協議をしていきます。

高齢者の能力活用・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブ活動の支援やボランティア活動の促進、団塊の世代の知識や技術を活用したシルバー人材センターの活用を図ります。

全ての高齢者が趣味やスポーツを楽しめるよう、高齢者教室などの生涯学習講座の充実や総合型地域スポーツクラブを活用し、地域支援事業の拡大を考える協議を行っていきます。

認知症対策の推進

認知症高齢者の増加を見据え、認知症サポーターの養成・活用や関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。

地域支援事業の実施

団塊の世代の方々が高齢期を迎える本格的な高齢時代に健康寿命を延ばすことで介護に至る高齢者の増加を低減させる、健康づくり支援の取り組みが何より必要です。あわせて地域包括支援センター相談体制と対応力の強化、人材育成を図るため、相談員育成事業を実施します。

高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、介護保険事業による介護予防対策として、地域包括支援センターと連携し、地域支援事業（転倒予防教室・介護予防筋力トレーニング・介護予防3B体操教室・認知症サポーター養成講座等）を推進します。特に、元気な高齢者をふやしていくため、介護予防事業を重点的に推進します。

障がい者支援

障がい者支援推進体制の充実

福祉制度やサービス内容の周知を初め、鳥栖・三養基地区総合相談支援センター「キャッチ」と連携し、障がい者支援推進体制の充実を図ります。

障がい福祉サービスの提供

居宅介護（ホームヘルプ）等の居宅での生活を支援する訪問系サービス、生活介護等の日中の活動を支援する日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）等の地域生活への移行を支援する居住系サービスなど、これらのサービスの利用に対する自立支援給付を行います。

重度の身体障がい者・知的障がい者に医療費の一部を助成する重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療費助成、在宅の重度心身障がい者に対してタクシー利用料金の一部を助成する福祉タクシー利用券につきましても、障がい者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図り、在宅障がい者等の福祉の増進を目的に、引き続き基本料金の利用券を月3枚、年間36枚交付します。また、補装具給付事業を行います。

保育・教育の充実

障がい児保育の充実や介助員の配置などによる特別支援教室の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。また、心身障がい児で義務教育を修学するために学校教育法に規定する特別支援学校に通学する児童の保護者に通学補助金を継続して支給します。

就労支援の充実

現在実施している、ふれあい館のあり方検討委員会で就労継続支援A型事業所への移行に向けた助言を行うとともに、障害者優先調達推進法の施行に伴う上峰町における障害者優先調達推進方針を定め、芝刈り、グラウンド整備、トイレ清掃等の発注事業をふやすことで利用者の平均工賃の上昇を目指していきます。また、生活支援施設としての機能強化を目指し、関連団体、NPO団体との連携を構築し、引き続き検討していきます。

子育て支援

子育てに対する経済的支援

現在、ゼロ歳児から就学前児童まで、通院、一月1医療機関につき上限500円を2回まで、入院、一月1医療機関につき上限千円、院外薬局での薬代は無料と小学生の入院のみ、一月1医療機関につき上限千円として子ども医療費助成事業を実施していますが、ことし4月1日の受診分の医療費から医療費助成の対象を小学生・中学生の入院・通院まで拡大し、保護者の子育てに対する経済的負担を軽減します。

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国が臨時的に子育て世帯臨時特例給付金事業を実施します。支給対象者は、基準日平成26年1月1日において児童手当の受給者であり、給付額は対象児童1人につき10千円です。今後、国・県と協議しながら滞りなく支給事務を進めてまいります。

保護者の子育てに対する経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励助成を継続して推進します。

地域の中の子育て環境づくり

平成24年8月10日、子ども・子育て関連三法であります子ども・子育て支援法が成立し、新たな制度が平成27年4月に施行となる予定です。本町においても、昨年9月議会で上峰町子ども・子育て会議条例を制定し、同会議でニーズ調査票を作成し、子供及び子育て家庭の実情を知るため、保護者の方へ依頼し、現在、回収集計を行っています。今年度、上峰町子ども・子育て支援事業計画策定（5年間で1期として策定）に向け、実情に応じた教育・保育・子育て支援の充実に計画的に図るため審議をお願いしております。

ひとり親家庭への支援

増加傾向にあるひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減に向け、民生委員・児童委員等との連携のもと、相談・指導等を推進するとともに、各種手当や助成制度の周知と活用を促

進めます。

⑤地域福祉

地域福祉計画の策定

地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画及び老人保健福祉計画を総合した総合福祉計画策定事業を行います。

地域福祉を支える多様な担い手の育成

老人福祉センターおたっしや館の食堂調理場を有効活用し、上峰町の知られざる安心・安全な食材の掘り起こしを実施し、人材を育成し、地産地消の食文化をつくります。ひとり暮らしの高齢者の栄養管理や安否確認等を目的に配食サービスを引き続き実施し、健康で安心して暮らせる生活の支援を図っていきます。

支え合い助け合う地域づくり

高齢者や障がい者等が孤立せず、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促し、見守りや買い物弱者支援サービスを初め、支え合い助け合う活動を促進します。

⑥社会保障

低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員、佐賀県及び社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

国民健康保険制度の健全運営

国民健康保険制度については、広報・啓発活動の推進や医療費通知、レセプト点検の実施等により、制度の周知と被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り、医療費の抑制や税率の適正化、保険税滞納者に対する納付相談を行い、収納率の向上を図り、制度の健全運営に努めます。

国民年金制度の周知徹底

国民年金事務については、引き続き日本年金機構佐賀年金事務所との連携のもと、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務について同事務所の指導のもと、町広報紙等を活用した制度の周知に努めていきます。

3. 人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

①学校教育

生きる力を育む教育活動の推進

学力の向上に向けて、佐賀県の緊急雇用創出基金事業を利用して、中学3年生に対してオンラインによる補充学習を実施します。中学生の韓国交流を今年度も引き続き実施し、今年度は上峰中学校から訪韓する年度になり、今年度は男女6名ずつ12名の派遣を予定していま

す。いじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーはもとより、昨年度から導入しましたスクールソーシャルワーカーを利用した相談体制の充実を図ります。

本町の自然や歴史、産業、地域人材等の教育資源を生かした特色ある教育活動（米多浮立等総合学習）を推進するとともに、多彩な交流・連携により、新たな価値をつくる施策として、昨年、市に昇格した韓国ヨジュ市から中学生の訪問を受け入れ、姉妹・友好都市との交流事業を実施します。

教職員の資質の向上

教育指導主事の設置により、教職員の資質の向上に努めます。

学校施設・設備の整備充実

まず、上峰中学校の荒れた床の改修事業を行います。また、上峰小学校南校舎の除湿空調機器を冷暖房空調にすることで、落ちついて集中できる学習環境をつくります。あわせて小学校や中学校にW i - F i 環境をつくります。このほか学校施設の安全を確保するため、学校防犯カメラの設置校を拡大します。I C T 利活用教育のため、佐賀県の先進的 I C T 利活用教育推進事業臨時交付金を利用して、上峰中学校の普通教室及び特別支援学級教室全てに電子黒板を設置します。また、平成26年度から佐賀県の県立高校でタブレット型パソコンを利用した教育が開始されるのを受け、上峰中学校でもタブレット型パソコンなどの機器や教材、教具を整備することにより教育内容の充実を図ります。

②生涯学習

生涯学習関連施設の適正管理・利用促進

地域人づくり事業（100%補助）を活用し、舞台音響・照明を扱うエンジニアを育成します。I C T 感性の高い若者や女性を登用し、上峰町民センターの劇場型ホールを最大限に活用するとともに、I C T、S N S を活用した文化・芸能情報を発信し、地域の活性化を図る音響・照明エンジニア育成事業を進めます。

ふるさと学館については、情報化時代に対応した設備の I C T 化に努め、町民ニーズに即した蔵書の充実、電子書籍の提供を初め、子どもの集いの場、生涯学習拠点としての機能強化を図ります。また、小・中学校図書室と連携していきたいと考えています。

③青少年健全育成

健全育成活動推進体制の充実

社会全体で青少年を見守り、全ての青少年が安心して地域で活動できるよう、青少年育成町民会議の充実を図るとともに、青少年育成地区懇談会の開催により、町民の青少年に対する意識の高揚を図り、これらを中心に家庭、学校、地域、企業、行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。

あいさつ日本一運動を初めとする健全な社会環境づくり

あいさつ日本一運動を通じて、関係団体や青少年サポーターを中心とした非行防止活動や

補導活動、有害環境浄化活動、パトロール活動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年自身がさまざまな問題にみずから対応できるよう、また、みずから社会に貢献していけるよう、体験・交流活動（青少年サマーキャンプ・子ども宿泊研修など）や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図ります。

④スポーツ

スポーツ施設の整備充実

元気交付金を活用し、社会体育施設内のテニスコートを改修します。幅広い世代でにぎわっているテニスコートですが、開設から38年を経過し、日々の手入れと修繕を繰り返しています。排水性が低下した赤土のクレイコートを手入れし、人工芝のオムニコートへ改修し、さらなる有効活用に努めます。工事に先立ちましては設計を委託し、詳細な工事費の把握に努めます。

スポーツ団体・指導者の育成

高齢者の生きがいづくり・青少年の健全育成・多世代間交流を目的に発足しました上峰町総合型地域スポーツクラブ（ふれあい友遊かみみね）が、競技スポーツにとらわれず、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」をテーマに、町民の身近な自主運営型の組織として定着し、活発な活動が行われるよう、その運営を支援していきます。

多様なスポーツ活動の普及促進

地域人づくり事業（100%補助）を活用し、ニュースポーツの普及・情報発信を行う指導者を育成することにより、女性、高齢者、障がい者のストレス発散・健康増進を促進し、心と身体の健康を維持すべく、町中央公園を拠点に、同一敷地内にある老人福祉センターおたっしや館（社会福祉協議会）と連携し、明るく楽しい健康維持をサポートします。また、防災施設としての機能をあわせ持つ中央公園で防災講習会等を実施するとともに、防災に係る案内板の整備等を行い、女性、高齢者の防災、避難意識の向上を図りながら、明るいまちづくりの推進に取り組みます。

さらに、スポーツ関係の各種団体と連携をとり、指導力の向上を図るべく研修会等の取り組みを行い、スポーツ活動の活性化を促進します。

緊急雇用創出基金事業の終了を機に、中央公園の管理業務を社会福祉協議会に委託します。佐賀県障害福祉計画に基づき、就労支援の一環として、芝刈り、グラウンド整備、トイレ清掃等の業務を委託し、障がい者等の自立と社会参画の一助とします。

⑤文化芸術・文化財

文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保存及び維持管理に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても、調査体制の充実のもと、発掘調査等を推進し、その保存・活用を図ります。八藤

丘陵の太古木の保存整備については、関係機関との協議に基づき、周辺整備を含めた将来の保存公開を視野に入れ、土地の公有化、仮整備（公園化）に向けた作業を進めます。米多浮立・西宮伝統文化保存会など、伝統文化の継承活動を推進し、その活動を継続するために本年も支援をいたします。

4. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

①農業

農業生産基盤の充実

生産効率を高め、競争力ある攻めの農業を実現するため、圃場整備等により整備された全域において、地下水水位制御システムによる暗渠排水事業を展開します。平成26年度の農業基盤整備促進事業は、上峰北部地区及び碓地区を行い、これによって町全域が完了します。

県営クリーク防災機能保全対策事業により、前牟田、坊所地区において急激なクリークの水位変動に対応できるのり面整備を行い、洪水調整機能の強化・保全による農地・農業用施設等の冠水被害軽減とのり面補修等に係る維持管理費の負担軽減等を図ります。

土地条件の一層の向上に向け、関係機関との連携のもと、圃場や農道、用排水施設等の整備・改修等を進めるとともに、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの活動を支援します。農業者だけでなく、地域住民を含めた適切な保全管理、農村環境の保全などの取り組みを推進していくことにより、農地・水・環境整備事業を活用し、集落の環境整備や農業基盤整備を進め、地域コミュニティ活動の活性化を目指していきます。

意欲ある多様な担い手の育成・確保

安定した農業経営体を育成するため、新規就農希望者に対し、技術や経営方法などを習得するための研修を実施するとともに、経営安定のため、新たに45歳未満の新規就農者に助成するほか、農業後継者への利子補給の対象年齢と貸付限度額を引き上げます。

農産物の生産性の向上促進

圃場367ヘクタール（17地区）に整備される地下水水位制御システム（フォアス）の運用・営農について研修会や現地実習を行うことで、フォアスの知識及び技術を習得した人材の育成を図ります。また、フォアスの水利体系等の特徴を生かし、野菜類等の生産に向け集約化を進めます。

②商工業

商工会の育成

商工会のさらなる活性化を図るために運営を支援し、商工会が基本方針とする経営基盤強化事業、情報化対策事業、商工会組織強化事業、各種共済制度の促進を中心とした各種活動の一層の活発化を促進します。

③観光・交流

PR活動の強化

町の話題や町民の皆さんのさまざまな活動をラジオ放送、インターネット、印刷物でホームページやマスコミの活用、パンフレットやポスター等の作成を通じ、町のPR活動の強化を図ります。ライトアップ「さくら祭り」や三輪車レース「かみちやりグランプリ」等、イベントやPR活動等の企画・制作・運営を行うことや研修等を通じて、情報発信やイベント運営に習熟し町内外で行うイベントなどにおいても中心となり活動する人材を3名雇用し、育成を図ります。

5. 発展への基盤が整ったまち

①道路・公共交通

県道の整備促進

加茂交差点以東における九丁分区までの県道神埼北茂安線の整備につきましては、平成26年度より事業展開の運びとなりました。

路線バスの維持・確保

西鉄バス鳥栖神埼線の沿線自治体との連携のもと、利用促進及び維持・確保に向けた取り組みを推進します。町民の日常生活を支える重要な交通手段である通学福祉バス（のらんかい）について、地域公共交通会議において必要に応じた路線やダイヤの見直しを行い、サービスの向上に努めます。

国道34号について、渋滞の緩和と歩行者の安全確保等に向け、切通交差点の改良及び歩道の設置の実現化を関係機関に要請します。県道坊所城島線の歩道の設置や県道神埼北茂安線の改良など、県道の整備促進を期成会、町ともに関係機関に要請します。

②情報化

行政内部の情報化の推進

市民オンブズマン連絡会議・佐賀が発表した情報公開度ランキングで上峰町は交際費情報公開度については県内1位ではあるものの、情報公開条例もインターネット請求ができないなど、ほかの分野では他市町と比べて透明性が高いとは言えない状況です。おかれていた例規集のオンライン化事業を実施します。

電子自治体の構築を目指し、社会保障・税番号制度へ対応するためのシステム改修事業を実施し、行政内部の情報化を一層推進します。また、町の広報の基幹メディア「広報かみみね」は5月号から2色刷からフルカラーにし、見やすい広報紙にいたします。ホームページについて、町政情報をきめ細かにわかりやすく町民に提供していくため、利用者の視点に立った媒体の見直しを庁内で進めてまいります。

6. みんなの力でつくるまち

①男女共同参画

男女共同参画に関する意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など、さまざまな場を通じ、性別による固定的な役

割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発・教育を推進します。

男女共同参画の社会環境づくり

町の審議会等への女性の積極的な登用や、町職員の女性の登用職域の拡大、団体役員・地域役員への女性登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。

② コミュニティー

地域コミュニティづくりを推進するため、加入促進のための啓発を実施するとともに、このほか町民センター20周年に当たり、映画「じんじん」の上映等を予定しています。

③ 町民参加・協働

広報・広聴活動の充実

読みやすくわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、ホームページによる広報活動の一層の充実に努め、「広報かみみね」をフルカラー化します。町民への説明責任を果たし、平成26年から27年で出前町長室を開催し、情報公開、開かれた町政を推進します。

④ 自治体経営

健全な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を行いながら、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に踏まえ、財源配分の重点化を図り、効率的で無駄のない財政運営を推進します。すぐに効果の出る再建策の多くは実施済みであり、中長期的に効果の出る健全化策を一つずつ積み重ねているところですが、公会計の整備充実事業により資産経営が可能になり、将来的な公共施設のあり方、再配置などについて一定の結論を出す環境が整います。

組織・機構の再編

4月からの組織改正の主な内容について申し上げます。

国の農政が大転換する中、事業をより効果的に進めるため、振興課を2課に分け、建設課と産業課を新設いたします。今後とも社会・経済情勢の変化や町民ニーズの動向に応じ、機能的な組織・機構への再編を適宜行います。

人材の育成

地方分権・地域主権の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図るため、成果主義に基づく人事評価制度の研究を行います。

広域行政の推進

周辺自治体との合併や鳥栖市を中心市とする定住自立圏の形成など、今後の広域合併・広域連携のあり方について調査・研究を進めます。

以上、平成26年度の施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明申し上げます。

私とともに二元代表制の一翼を担っていただいている町議会の皆様方の御理解と御協力、さらには御助言や御指摘は不可欠であります。議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜り、町政の一層の発展のため尽力する所存を申し上げ、所信とさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の施政方針が終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

平成26年第1回定例会議案の一括上程、提案理由の概要説明、議案の提案をさせていただきます。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、代表監査委員及び消防団員報酬を改め、また、老人保健福祉計画審議会委員を総合福祉計画審議会委員の費用弁償に変えることについて改正を行うものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、新型インフルエンザ、テロ対策等の災害時に派遣される職員に対する手当を設けることや時間外手当の算出方法の見直しなどで改正を行うものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第3号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年度において教育振興基金の一部をふるさと学館の図書購入費に充てるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第4号 上峰町先進的ICT利活用教育推進基金条例。

佐賀県は先進的ICT利活用教育の推進を図るため、ICT機器整備計画を策定した県内市町に交付金を交付することとなり、これを受けて本基金条例を新たに設けるものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第5号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本議案は、戸籍の電算化事業が完了し、平成26年6月1日より、磁気ディスクをもって調整された戸籍及び除籍の証明書の交付が可能となることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準じて改正を行うものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第6号 上峰町老人保健福祉計画審議会設置条例を廃止する条例。

本議案は、次の議案第7号で上程しております上峰町総合福祉計画審議会を新たに設けることに伴い廃止するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第7号 上峰町総合福祉計画審議会設置条例。

本議案は、地域の住民と行政機関が協働し、福祉の向上を図ることを目的とした総合福祉計画を策定するための審議会を設けるため、新たに条例を制定するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第8号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、し尿処理手数料の単価を改めるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第9号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、施設使用料を改めるため、及び使用料の町外規定を削除することで改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第10号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、使用料を改めるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第11号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、道路占用料の規定を改めるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第12号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、占用料の規定を改めるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第13号でございます。上峰町都市公園条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、占用料の規定を改めるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第14号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、施設使用料を改めるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第15号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案も、平成26年4月より消費税率が引き上げられることに伴い、施設使用料を改めるために改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第16号 上峰町歴史公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、御陵公園の管理について平成26年度から教育委員会へ移管することに伴い改正するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第17号 上峰町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例。
本議案は、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、改正するものでございます。
平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第18号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例。
本議案は、スポーツ基本法の全部改正に伴い、改正するものでございます。
平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第19号

平成25年度上峰町一般会計補正予算（第6号）

平成25年度上峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,179千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,937,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第20号

平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,378千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ994,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第21号

平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第22号

平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ779,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第23号

平成26年度上峰町一般会計予算

平成26年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,702,993千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第24号

平成26年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成26年度上峰町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ933,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第25号

平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第26号

平成26年度上峰町土地取得特別会計予算

平成26年度上峰町の土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第27号

平成26年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成26年度上峰町農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ572,886千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成26年2月28日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第28号 三神地区環境事務組合規約の変更に係る協議について。

本議案は、三神地区環境事務組合において、組合長等の職を充て職とすることに伴い、規約の変更を協議するものでございます。

平成26年2月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第29号

訴えの提起について

町は、埋蔵文化財発掘調査業務の委託者に対し、未払いの委託料について支払いを求める訴えを提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

次のように訴えを提起する。

1 訴えの相手方 佐賀県神埼郡在住の女性

2 請求の要旨

(1)相手方は、本町に対し、未払いとなっている平成22年度外記遺跡埋蔵文化財発掘調査業務委託金1,500,000円及び民法第404条に規定する遅延損害金を支払え。

(2)訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

(1)相手方は、本町が受託して実施する外記遺跡埋蔵文化財発掘調査業務の委託者であるが、委託料の一部について、本町の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず、委託料を支払わなかった。

(2)よって、本町は、請求の要旨記載のとおり判決を求め、訴えを提起するものである。

4 訴訟遂行の方針

(1)弁護士 安永 宏 を訴訟代理人と定める。

(2)第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

平成26年2月28日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、29議案を一括して提案させていただきます。

なお、議案を発送しました後、一部差しかえをいたしましたことをおわび申し上げ、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より29議案が一括上程されました。

お諮りいたします。提案理由の大要説明の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時20分まで休憩したいと思います。休憩。

午前11時4分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き——その前にですね、風邪を引いておられる方が職員さんの中で何名かおられるということで、マスクの着用を許しますから、マスクははめて結構です。

そしたら、これより補足説明を求めます。補足説明をお願いします。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず初めに、2月21日に議員の皆様方に議案を送付いたしました後、訂正箇所が生じまして一部差しかえをお願いいたしましたことを深くおわび申し上げます。

それでは、私のほうから議案第1号及び議案第2号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側は現行で、左側が改正後でございます。改正点のみ申し上げます。

まず、表の中の監査委員、代表監査委員でございますが、現在、年額で報酬額が240,400円のところ、年額で281,500円に改めるものでございます。

続きまして、商工関係でございますけれども、まず、本部長と記載しておりますのを、女性部長を含むということとさせていただきますものでございまして、この報酬額自体は変更ございません。

次に、副本部長でございますが、これについても女性部副部長を含むということで書かせていただいております、報酬の年額が42,800円のところ、43千円に改めるものでございます。

続きまして、その下段でございますが、本部員について、これも女性部団員を含むということで記載をさせていただくものでございます。報酬額は変更ございません。

続きまして、1部から4部の部長さんたちでございますけれども、年額で42,800円のところ、43千円に改めるものでございます。

続きまして、副部長でございますが、年額で13,300円のところ、34,400円に改めるものでございます。

次に、団員でございますが、年額千円のところを年額3千円に改めるものでございます。

続きまして、団員訓練手当等でございますけれども、1回当たり千円のところを1回当たり2,500円に改めるものでございます。

次に、その団員の災害時の出勤手当というのを設けまして、火災等あるいは災害等の出勤につきまして、1回当たり2,500円の分を新設するものでございます。

それから、一番最後でございますけれども、老人保健福祉計画審議会を廃止することに伴いまして、この分は総合福祉計画審議会を新たに設けますので、この総合福祉計画審議会委員ということで変更をするものでございまして、回当たり千円というのは、費用弁償は変わっておりません。

以上が第1号議案の改正点でございます。

続きまして、議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、この改正点につきましては3点ございまして、まず、災害派遣、武力攻撃災害等、

それにインフルエンザ等の緊急の事態で、本町に他市町から派遣された職員を受け入れるに当たりまして、本町が手当を支給できるように、条例の中にこの項目を設けるものでございます。

それとあと2番目でございますが、時間外手当を算出するに当たりまして、現行では、祝日の日数を含んだところで算定を行っておりますが、労働基準法と同様に、祝日の日数を差し引いたところで算定する方式に改めるということで、改正をさせていただくものでございます。

次に、3点目でございますが、平成18年に給与の構造改革が行われまして、その改正したときに規定いたしました経過措置、対象者、現給保障者の補償措置が国におきまして廃止されるのに伴いまして、本町におきましても、その項目について削除させていただくと、この3点に伴いまして一部改正するものでございまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側が現行で、左側は改正後ということで書かせていただいております。

第2条でございますが、この給料という欄の中に諸手当の項目が入っております。現行でいいますと、末尾につきましては、期末手当及び勤勉手当ということで書かせていただいておりますが、その改正後の左側のほうをごらんいただきますと、その後、災害派遣手当ということで、今申し上げました武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含むということで、新たにこの手当を設けさせていただくものでございます。

続きまして、第14条関係でございますけれども、勤務1時間当たりの給与額の算出でございますが、左側のほうにアンダーラインをしておりますところが、先ほど私が申し上げました祝日の日数を控除するに当たりまして、その内容を書かせていただいたものでございまして、改正前につきましては、1週間の勤務時間38.75時間掛けるの52週ということで、それを分母といたしまして、分子が給与月額掛ける12カ月ということで算定を行っていたわけでございますが、これを改正後につきましては38.75時間、1週間の勤務時間掛けるの52週から、祝日の日数掛けるの1日の勤務時間7.75時間を差し引いたところで、分子の分は変わらず、給与月額掛け12カ月ということで割り戻すと、その方式にですね、労基法上の方式に改めるものでございます。

ちなみに、本年の1月から12月までの祝日の日数は19日ということになっております。その日数分だけ差し引くということでさせていただくものでございます。

続きまして、改正後の第20条をごらんいただきますと、災害派遣手当の項目につきまして、新たに1項、2項、3項、4項まで設けさせていただくものでございます。

次のページまでごらんいただきたいと思います。

武力攻撃、それに新型インフルエンザ、それに4項につきまして、必要な支給に関する事項は町規則で定めるということで書かせていただいております。

それから、附則のところをごらんいただきますと、現行の附則のところでは7項のところでございますが、給料の切りかえに伴う経過措置ということで書かせていただいておりますが、この7と8の部分の削って、先ほど申し上げました国の現給保障につきまして廃止するというので、この項につきましては削るということになります。

続きまして、規則でございますが、上峰町職員の災害派遣手当等に関する規則ということで、先ほど申し上げました第14条の第4項のほうの規定に、規則で定めるとしてありますので、この規則を新たに設けさせていただくものでございまして、一番最後の表だけ御説明をさせていただきたいと思っております。

町の区域内に在住した期間ということで30日以内、30日を超え60日以内、60日を超える期間ということでそれぞれ額を書かせていただいておりますが、この部分につきましては、災害派遣手当の額の基準を定める件ということで、平成25年内閣府告示第204号に定める額と同額を記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、2議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○文化課長（原田大介君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから議案第3号及び議案第16号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第3号でございます。教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

教育振興基金の管理につきましては教育課の所管でございますが、改正の原因となりました本年度の予算編成が文化課の関係事業でございますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、議案第3号を御用意ください。

本議案は、平成26年度の当初予算編成に伴いまして、ふるさと学館の図書購入費1,500千円に教育振興基金の一部を充当させていただきたいとするものでございます。

具体的に申し上げますと、教育振興基金の中の中山栄作様の基金、昭和59年度の5,000千円より1,500千円を26年度の一般会計に繰り入れるというものでございます。

それでは、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。右の欄が現行でございまして、左が改正後となります。

まず、第3条ですが、基金の額ということで現在の基金の額が右側4,800千円でございます。これを基金の繰り出し後の額3,300千円に改めるものでございます。これに伴いまして

別表がありますが、この別表の中山様の基金の欄、基金の項目の備考欄の末尾に「内1,500,000円を平成26年度ふるさと学館図書購入費に充当」の一文をつけ加えるものでございます。

第3号議案につきましては、以上でございます。

次に、第16号議案でございます。上峰町歴史公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本議案は、平成26年度より御陵公園の管理を企画課より教育委員会へ移管することになりまして、それに伴い条例を改正するものでございます。

これまで御陵公園につきましては、「御陵」というような名称で呼ばれておりましたが、「御陵」という言葉につきましては、天皇あるいは皇族の墓という意味合いが強うございますので、そこで同公園につきましては、今回、正式名称を「古墳公園」としたいと考えております。

それと、教育委員会としましては、目達原古墳群開祖の地という歴史的なモニュメントでありますことから、同公園につきましては、今後、町の歴史公園として管理を行っていきたいと考えております。それに伴う改正でございます。

改正の内容としましては、この別表中の現在、堤土墨跡歴史公園の項目の後に、古墳公園の名称と位置の項目を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、2議案について、私のほうから補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○教育課長（小野清人君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

議案のほうをお願いいたします。

この基金条例は、佐賀県が県内各市町のICT機器の整備促進を図るために、ICT活用教育推進事業臨時交付金を交付することになり、その交付金を受け入れるために設置するものでございます。

内容としましては、電子黒板を各学校の普通教室及び特別支援教室に置くもので、交付額としては1台当たり200千円でございます。

上峰小学校では、普通教室18教室、特別支援教室3教室ということで計21台、上峰中学校では、普通教室10教室、特別支援教室2教室ということで12台、小・中学校合計で33教室分、33台となります。

受け入れ額としましては、先ほど申し上げますとおり、200千円でございますので、合計6,600千円となり、全額を基金として積むこととなります。

平成27年度までに各教室、電子黒板を設置する予定をしております。平成26年度は上峰中学校に設置をし、平成27年度に上峰小学校に設置予定で事業を進めてまいります。佐賀県の交付要綱では平成27年度までに電子黒板整備率100%を達成することが条件となっておりますので、平成27年度でこの事業を終了となり、この基金条例も、附則の最後に掲載してありますとおり、この条例の効力を平成27年度の最終日、平成28年3月31日までとしております。

県の事業が平成25年度の予算ということで、この交付金6,600千円の歳入歳出予算を議案第19号、平成25年度補正予算（案）で上程しております。これもあわせてよろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○住民課長（江頭欣宏君）

皆様おはようございます。まず初めにおわびを申し上げます。

このたび議案第8号の不備により差しかえをお願いし、大変御迷惑をおかけいたしました。今後、十分注意を払ってまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、私のほうより議案第5号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例及び議案第8号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第28号 三神地区環境事務組合規約の変更に係る協議について、以上、3本の議案の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第5号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このことにつきましては、平成24年6月から実施しております戸籍電算化事業がことし5月30日をもって完了し、6月1日より戸籍法第118条、電子情報処理組織による戸籍事務の取り扱いにより磁気ディスクである電子媒体をもって調整された戸籍及び除籍の証明の交付を行うために、政令で定めている地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準じて、一部改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

今回改正する点は、2点でございます。1点目が表右側、現行、第2条第1項第1号で、戸籍の謄本もしくは抄本の交付手数料関係、2点目が第3号で、除籍の謄本もしくは抄本の交付手数料関係です。

改正後、表左側ですが、2点とも政令に準じて、同法第120条第1項である戸籍または除籍が磁気ディスクをもって調整されているとき、もしくは第126条の規定である法務省で定める基準及び手続による戸籍または除籍の公用申請に基づき、証明した書面の交付手数料を加え、一部改正をしております。

なお、手数料の金額の変更はありませんので、どうかよろしく願いいたします。

次に、議案第8号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正点は3点でございます。1点目ですが、現在、ごみ処理をしております鳥栖・三養基西部環境施設組合の構成市町である鳥栖市、みやき町の条例に準じた手数料の表としております。

まず、新旧対照表の3ページと4ページをお開きください。

3ページ、表右側、現行の第18条、一般廃棄物処理手数料、及び4ページ、19条、手数料の納入方法、第20条、手数料の減免を削りまして、左側、改正後、別表第1（第9条関係）一般廃棄物処理手数料の表に改めております。

次に、その下に、現行、第17条、一般廃棄物処理業等の許可等手数料を改正後は第20条といたしまして、別表第2の表にしております。まとめたのがお手元の議案の2ページの表でございます。どうか御参照をよろしく願いいたします。

次に2点目、消費税率の引き上げに伴う手数料でございます。特にし尿収集運搬手数料ですが、この手数料の構成は、陸送費、公費負担分を省く占有者負担分とくみ取り料、全額占有者で構成がなされております。

このことにつきましては、平成14年4月1日から現在まで、三神地区環境衛生推進委員会と佐賀県環境整備事業協同組合東部支部との間で陸送業務委託契約陸送費を締結しており、本町はA地区、中間中距離地区、神崎市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町に該当し、単価につきましては1キロ当たり消費税込み2,850円となっております。

2,850円のうち公費負担分は税込みで210円、その差し引き2,640円が占有者負担となっております。今回、税率の引き上げに伴い委員会で検討した結果、2,850円が2,930円となりました。2,930円で本町の分を試算いたしますと、公費負担分が216円で、占有者負担が2,714円となります。

次にくみ取り料は、現行、構成市町全域で消費税込み10,500円の1キロリットル当たりとなっております。今回、税の引き上げに伴いまして、1キロリットル当たり10,800円となります。したがって、し尿処理手数料を算出いたしますと、今回、1キロリットル当たり、陸送費2,714円、くみ取り費10,800円、合計で13,514円となります。これを1リットル当たり直しますと13.514円となりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、最後3点目ですが、条文で重複している点等がありますので、わかりやすくさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また規則（案）についても、条例の一部改正に伴い、見出しと様式番号の繰り下げを行っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、議案第28号 三神地区環境事務組合規約の変更に係る協議について、補足説明を

させていただきます。

新旧対照表1ページ、2ページをお開きください。

現行の規約では、構成市町、2市4町の市町長、議長の任期満了に伴い、組合の要職が欠ける期間が生じるため、今回、平成11年2月組合設立時の取り決め事項による充て職をもって議長、副議長、組合長、副組合長、会計管理者、監査委員の選任の方法を改正したいので議会の議決を求めるものでございます。2ページ別紙に規約（案）を添付しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上、3議案の補足説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第6号、議案第7号、議案第20号、議案第21号、議案第24号、議案第25号、計6議案の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第6号 上峰町老人保健福祉計画審議会設置条例を廃止する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、上峰町老人福祉計画に関する事項につきまして、調査及び審議をし策定するための審議会を設置する条例なんですけれども、この条例を廃止する条例ということなんですけれども、次の議案第7号で上峰町総合福祉計画審議会設置条例を上程しております。この議案第7号につきましては、老人保健福祉計画を含んだ審議会の設置条例になっておりますので、当第6号でその廃止条例を上程しております。

次に、議案第7号 上峰町総合福祉計画審議会設置条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、地域福祉計画、障害者福祉計画、老人保健福祉計画を盛り込んだ総合福祉計画を策定するための審議会の設置条例でございます。

まず第1条、設置で、上峰町総合福祉計画を策定するため、上峰町総合福祉計画審議会を設置するとしております。

第2条、所掌事務で、町長の諮問に応じ調査及び審議し、町長に答申するとしております。

第3条で組織、委員は20名以内で、1つ、保健・医療・福祉関係者、2つ、学識経験者、3つ、各種団体代表者、4つ、行政関係者、5つ、その他町長が必要と認めた者のうちから町長が委嘱するとしております。

第4条、任期、第5条、会長及び副会長、第6条、会議、第7条、専門部会、この専門部会で1番目、地域福祉部会ということで、ここで地域福祉計画に関する事項、2番目、障害者福祉部会、ここで障害者計画及び障害福祉計画に関する事項、3番目、老人保健福祉部会、ここで老人保健福祉計画に関する事項を調査し審議するものとしております。また、2項におきまして、必要に応じその他の専門部会を置くことができるとしております。

第8条では庶務、第9条で費用弁償で、委員の費用弁償につきましては、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる」としております。

第10条で委任を定める。

附則で、この条例は、平成26年4月1日から施行するというようにしております。

次に、議案第20号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

予算書、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 国民健康保険税、補正額マイナスの282千円、計の183,145千円。

款3. 使用料及び手数料、補正額16千円、計67千円。

款の4. 国庫支出金、補正額644千円、計203,610千円。

款の5. 療養給付費交付金、補正額マイナスの11,416千円、計の43,647千円。

款の7. 県支出金、補正額3,280千円、計の43,277千円。

款の8. 共同事業交付金、補正額マイナスの56,802千円、計の73,057千円。

款の9. 財産収入、補正額87千円、計の88千円。

款の10. 繰入金、補正額715千円、計の37,379千円。

款の12. 諸収入、補正額3,380千円、計の5,386千円。

裏面の3ページをお願いします。

歳入合計、補正額マイナスの60,378千円、計994,882千円となっております。

4ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、補正額553千円、計の5,011千円。

款の2. 保険給付費、補正額マイナスの9,875千円、計637,560千円。

款の7. 共同事業拠出金、補正額マイナスの16,421千円、計114,457千円。

款の8. 保健事業費、補正額マイナスの695千円、計の6,709千円。

款の9. 基金積立金、補正額9,999千円、計10,000千円。

款の11. 諸支出金、補正額マイナスの187千円、計の18,782千円。

款の12. 予備費、補正額マイナスの43,752千円、計59,445千円。

歳出合計、補正額マイナスの60,378千円、計994,882千円となっております。

次に、予算に関する説明書により説明をいたします。

3ページをお願いします。

歳入で款の1. 項の1の国民健康保険税の補正につきましては、12月末の調定額に徴収率を見込んだ現年度分、滞納繰り越し分の補正でございまして、それにあわせて、目の1の一般被保険者国民健康保険税で補正額の2,576千円、それと、目の2の退職被保険者等国民健康保険税、補正額マイナスの2,858千円での補正でございます。

5ページをお願いします。

款の5. 項の1. 目の1. 療養給付費交付金、節の1の現年度分の補正額マイナスの11,416千円につきましては、退職被保険者等療養給付費負担金及び退職被保険者等高額療養費負担金の減額に伴う歳入補正でございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金の二種交付金、補正額の3,449千円。

これにつきましては、医療費の適正化事業、保健事業、収納対策事業の増額補助によります補正でございます。

6ページをお願いします。

款の8. 項の1の共同事業交付金、目の1の高額医療費共同事業交付金、補正額のマイナスの19,793千円及び目の2の保険財政共同安定化事業交付金、補正額のマイナスの37,009千円につきましては、概算額の確定によります補正でございます。

10ページをお願いします。

歳出で款の2. 保険給付費、項の1の療養諸費、目の1の一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金補助及び交付金の9,900千円の補正につきましては、当初、月平均41,000千円で見込んでおりましたけれども、医療費の増によりまして12月から3月までの3カ月の平均を48,000千円と見込んだところの補正でございます。

款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1の一般被保険者高額療養費、補正額のマイナスの7,575千円につきましては、当初、月平均6,000千円で見込んでおりましたけれども、今現在、月約5,000千円から6,000千円で推移しておりますので、今後の支出を見込んでの補正でございます。

目の2. 退職被保険者等高額療養費、補正額のマイナス5,902千円につきましては、当初、月900千円で見込んでおりましたけれども、そこで、高額の部分につきましては月々、それぞればらばらの月でございまして、今後の支出を見込んだ補正でございます。

11ページをお願いします。

款の7. 項の1の共同事業費拠出金、目の1. 高額医療費拠出金、補正額のマイナスの7,053千円及び目の2の保険財政共同安定化事業等拠出金、補正額のマイナスの9,368千円の補正につきましては、拠出金の概算額の確定に伴う補正でございます。

13ページをお願いします。

款の9. 項の1の基金積立金、目の1. 財政調整基金積立金、節の25の積立金9,999千円の補正につきましては、今年度、10,000千円を積み立てることでの補正でございます。

なお、この積み立てをすることによりまして、今年度末の基金の額は80,122千円になります。

以上で第20号の補足説明を終わります。（「岡課長、ちょっとここで休憩したいと思うけ

ん」と呼ぶ者あり)ただいま第3号、第6号、第7号、第20号まで終わりました。

以上で3議案の補足説明を終わります。

○議長(中山五雄君)

お諮りいたします。補足説明の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長(中山五雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続きまして補足説明を求めます。

○健康福祉課長(岡 義行君)

午前中に続きまして、残り3議案の補足説明を申し上げます。

まず最初に、議案第21号 平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

予算書2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正をお開きください。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額1,462千円、計73,234千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額5千円、計7千円。

款の3. 繰入金、補正額マイナスの403千円、計18,780千円。

款の5. 諸収入、補正額マイナスの83千円、計286千円。

歳入合計、補正額981千円、計95,062千円。

裏面、3ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、補正額ゼロ、計438千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,062千円、計94,098千円。

款の3. 保健事業費、補正額マイナスの81千円、計253千円。

歳出合計、補正額981千円、計95,062千円となっております。

予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、3ページをお願いします。

歳入、款の1、項の1の後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料、補正額マイナスの263千円及び目の2. 普通徴収保険料、補正額1,725千円につきましては、現在の調定額による変更に伴う補正でございます。

款の3. 繰入金、項の2. 一般会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金、補正額マイナスの400千円につきましては、額の確定による補正でございます。4ページをお願いします。

款の5. 諸収入、項の5. 受託事業収入、目の1. 民生費受託収入、節の1. 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、マイナスの83千円の補正につきましては、健康診査委託料の減に伴う歳入の減額補正でございます。

5ページをお願いします。

歳出で款の2、項の1、目の1の後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金1,062千円の補正につきましては、歳入での保険料及び基盤安定繰入金、マイナスの400千円を納付するための補正でございます。

款の3、項の1の保健事業費、目の1. 健康診査等事業費、節の13. 委託料、マイナスの81千円の補正につきましては、健康診査委託料の減額補正でございます。

次に、議案第24号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入、款の1. 国民健康保険税、金額187,033千円。

款の2. 一部負担金、金額1千円。

款の3. 使用料及び手数料、金額51千円。

款の4. 国庫支出金、金額201,740千円。

款の5. 療養給付費交付金、金額57,548千円。

款の6. 前期高齢者交付金、金額235,304千円。

款の7. 県支出金、金額38,491千円。

款の8. 共同事業交付金、金額124,619千円。

款の9. 財産収入、金額1千円。

3ページをお願いします。

款の10. 繰入金、金額36,696千円。

款の11. 繰越金、金額50,000千円。

款の12. 諸収入、金額2,006千円。

歳入合計、金額933,490千円。

4ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、金額5,522千円。

款の2. 保険給付費、金額647,249千円。

款の3. 後期高齢者支援金等、金額100,818千円。

款の4. 前期高齢者納付金等、金額77千円。

款の5. 老人保健拠出金、金額11千円。

款の6. 介護納付金、金額43,096千円。

款の7. 共同事業拠出金、金額125,923千円。

5ページをお願いします。

款の8. 保健事業費、金額7,379千円。

款の9. 基金積立金、金額1千円。

款の10. 公債費、金額10千円。

款の11. 諸支出金、金額1,204千円。

款の12. 予備費、金額2,200千円。

歳出合計、金額933,490千円となっております。

予算に関する説明書により説明をします。

2枚めくっていただきまして、3ページをお願いします。

歳入で、款の1、項の1の国民健康保険税、目の1の一般被保険者国民健康保険税の現年度分につきましては、徴収率95%、滞納繰越分につきましては、徴収率15%を見込んで算出しております。

目の2. 退職被保険者等国民健康保険税の現年度分につきましては、徴収率を98%、滞納繰越分につきましては、徴収率を15%ということで見込んで算出をしております。

5ページをお願いします。

款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金、節の1. 現年度分146,857千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費等の定率32%の国庫負担分でございます。

款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金44,966千円は、一般被保険者分の療養給付費等の乗率9%分の交付金でございます。

款の5、項の1、目の1の療養給付費交付金、節の1の現年度分で57,547千円につきましては、退職被保険者等の療養給付費等に係る部分の交付でございます。

6ページをお願いします。

款の6、項の1、目の1、節の1の前期高齢者交付金235,304千円につきましては、65歳から74歳までの人に係る医療費を対象に交付されるものでございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金31,574千円につきましては、一般被保険者分の給付費等の6%の一種交付金29,977千円と医療費適正化事業等に係る二種交付金分1,597千円でございます。

7ページをお願いします。

款の8、項の1、共同事業交付金、目の1、節の1の高額医療費共同事業交付金21,596千

円につきましては、高額医療でレセプト1件当たりの給付総額が800千円を超える医療費を対象として交付される共同事業交付金でございます。

目の2、節の1の保険財政共同安定化事業交付金103,023千円につきましては、レセプト1件当たり200千円を超える医療費を対象として交付されるものでございます。

8ページをお願いします。

款の10、繰入金、項の1、他会計繰入金、目の1、節の1、一般会計繰入金の36,695千円につきましては、一般会計からの繰入基準に基づきまして、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金、国保総務事務費繰入金、子どもの医療国保医療費の繰入金でございます。

12ページをお願いします。

歳出で、款の2、保険給付費、項の1、療養諸費、目の1、一般被保険者療養給付費、節の19、負担金、補助及び交付金492,000千円につきましては、月41,000千円で計算をいたしましたところの給付費でございます。

目の2、退職被保険者等療養給付費、節の19、負担金、補助及び交付金56,400千円につきましては、月4,700千円で積算しましたところの給付費でございます。

13ページをお願いします。

款の2、保険給付費、項の2、高額療養費、目の1、一般被保険者高額療養費、節の19、負担金、補助及び交付金の72,000千円につきましては、月6,000千円で積算しましたところの療養費でございます。

目の2、退職被保険者等高額療養費の節の19、負担金、補助及び交付金10,800千円につきましては、月900千円で積算しましたところの療養費でございます。

15ページをお願いします。

款の3、項の1の後期高齢者支援金等、目の1、後期高齢者支援金、節の19、負担金、補助及び交付金100,808千円につきましては、国民健康保険税の一部や療養給付費負担金等を財源としまして後期高齢者医療制度に対する支援金でございます。

17ページをお願いします。

款の6、項の1、目の1の介護納付金、節の19、負担金、補助及び交付金43,096千円につきましては、後期高齢者の部分の支援金と同様に介護納付金として納付するものでございます。

款の7、項の1の共同事業拠出金、目の2、保険財政共同安定化事業等拠出金、節の19、負担金、補助及び交付金103,024千円につきましては、レセプト1件当たり200千円を超える医療費を対象として保険財政安定化事業に市町村が拠出するものでございます。

最後に、議案第25号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

25号をお願いします。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、金額72,395千円。

款の2. 使用料及び手数料、金額2千円。

款の3. 繰入金、金額22,303千円。

款の4. 繰越金、金額1千円。

款の5. 諸収入、金額438千円。

歳入合計、金額95,139千円となっております。

3ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、金額456千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、金額93,745千円。

款の3. 保健事業費、金額406千円。

款の4. 諸支出金、金額32千円。

款の5. 予備費、金額500千円。

歳出合計、金額95,139千円。

予算に関する説明書により説明をします。

3ページをお願いします。

歳入で款の1、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1の特別徴収保険料45,422千円と目の2の普通徴収保険料26,972千円につきましては、現在の調定額での算出でございます。

款の3. 繰入金、項の2、目の1の一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金21,348千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策に対し県負担分4分の3、町負担分4分の1の財政基盤の安定を図るための一般会計からの繰入金でございます。

7ページをお願いします。

歳出で款の2、項の1、目の1の後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金93,745千円につきましては、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などの合算額を広域連合のほうに納付するための予算でございます。

以上で午前中からの引き続き6議案の補足説明を終わります。御審議くださるようよろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんこんにちは。私のほうからは議案第9号、議案第13号、議案第19号、議案第23号、それから議案第26号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第9号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部改正の議案でご

ざいます。

この条例の改正案につきましては、農村婦人の家使用料につきましても、消費税を転嫁した料金に変更するということと、加えまして町外規定が現状でございますので、この町外規定を撤廃したいという改正でございます。

それでは、議案のほうの資料でございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の右側の別表（第7条関係）のところでございますが、時間帯といたしまして、午前9時から午後1時までという時間帯を、農産加工室を利用する場合に現状では町内の方は1千円、町外の方は2千円というふうに規定をいたしております。その部分を、左側のほうの改正後をごらんいただきたいと思います。同じ時間帯の午前9時から午後1時まで、これを、農産加工室を利用するとした場合に1,080円ということによって一本化したいということで考えております。

同様なような形で、午後1時から午後5時まで、それから、午後5時から午後9時までという時間帯の設定がございまして、おのおの同様なやり方で町内1千円、町外2千円というものを、1,080円と一本にするということでお願いをしているものでございます。

それから、同じこの使用料の表の下のほうに共同学習室、それから創作室がございまして。これにつきましては、午前9時から午後1時までというところで、町内が400円、町外800円と、そのような規定に現状はなっております。これにつきましても、先ほどと同じような形で、町外を外しまして、430円一本ということで改正をしたいということで考えております。

その他の時間帯の料金につきましても、同様に改正をしたいということで考えております。

なお、新旧対照表現行の下の表がございまして、農村婦人の家使用料2/2と、2ページのうちの2番目のページというものがございまして、これにつきましては、時間帯を合計しました場合にどうなるかという早見表的なものでございまして、これが今回は必要ないだろうということと、あれば混乱してしまうということもございまして、今回の改正ではこの早見表的な別表は削除をいたしまして、備考以下の規定につきましては、今回の改正後の農村婦人の家使用料の下のほうに繰り下げて、こちらのほうに設定をしたいということで考えております。

以上が議案第9号の補足説明でございます。

続きまして、議案第13号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例でございますが、この件につきましては、使用料に消費税を転嫁するためと、それから、使用料に関します規定が、現行規定の中で本則と別表のほうで一部矛盾が生じておりますので、今回これを是正するという2点でございます。

それでは、新旧対照表を今回もちょっとごらんいただきたいと思います。まず、新旧対照表の現行の使用料の第13条第2項の「前項の規定による使用料は」以下ですが、「町長の指定する期日までに納付しなければならない。」という規定になっております。この規定を

改正後は、13条の1項でうたうということにしたいということで考えております。13条の1項のほうに、この「町長の指定する期日までに」という部分を挿入しまして、1項の中でうたうということにしたいと思っております。

それから次に、改正後の13条の2項でございます。この改正後の13条の2項につきましては、「前項の使用料のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされているもの以外のものに係る使用料」ということでございまして、消費税の規定のとおり転嫁する必要がある使用料については「前項の規定により算出した額に1.08を乗じて得た額とする。」ということで、8%を転嫁するということをここで規定したいというふうに思っております。ここで、先ほど申し上げました消費税を転嫁するという旨を設定したいというふうに考えております。

さらに、改正後の第13条第3項をここで、年額をもって定める使用料で許可期間が1年未満のもの又は1年未満の端数があるときは、月割りによって計算するという、この月割りの規定をこの3項では規定をしたいということで考えております。

続きまして、改正後の第4項でございます。第13条第4項、これを新設いたしまして、月額をもって定める使用料で、許可期間が30日未満のものについては1月として計算するという、月額をもって定める使用料では、要するに日割りはしないという規定を新たに13条の第4項に設けるということにいたしております。

それから、改正後の第13条第5項、これにつきましても新設をいたしまして、使用料の額に円未満の端数があるときは、これを切り上げるなどの端数処理の規定をここで設けまして、加えまして、現行の別表の一番最後の末尾にございます備考以下の規定を、今回改正ではこの改正を行いまして条例の本則でうたうということにしたいということで、第5項のほうに持ってきてほしいということで考えております。

以上が議案第13号の説明でございます。

それでは、続きまして議案第19号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第6号）でございます。予算書の準備をお願いいたします。

2枚めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正のところ、2ページでございます、をごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますけれども、左側の款のところ、それから、右側のほうに参りまして補正額、計と読み上げさせていただきます。

款の1. 町税、補正額70,247千円、計1,362,070千円。

款の2. 地方譲与税、補正額△2,970千円、計28,868千円。

款の3. 利子割交付金、補正額△110千円、計1,873千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額△3,703千円、計82,738千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額△823千円、計5,459千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額△545千円、計66,828千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額309千円、計79,883千円。

款の13. 国庫支出金、補正額2,881千円、計450,768千円。

次のページ、3ページでございます。

款の15. 県支出金、補正額6,725千円、計239,418千円。

款の16. 財産収入、補正額1,893千円、計1,900千円。

款の17. 寄附金、補正額△51千円、計619千円。

款の18. 繰入金、補正額△106,061千円、計14,655千円。

款の20. 諸収入、補正額20,029千円、計が63,988千円。

歳入合計、補正額△12,179千円、計3,937,870千円でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出、款の1. 議会費、補正額△の393千円、計78,011千円。

款の2. 総務費、補正額6,409千円、計548,913千円。

款の3. 民生費、補正額2,029千円、計955,738千円。

款の4. 衛生費、補正額11,977千円、計590,599千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△6,025千円、計369,950千円。

款の8. 土木費、補正額△18,884千円、計116,630千円。

次のページ、5ページをお願いいたします。

款の9. 消防費、補正額△1,103千円、計161,890千円。

款の10. 教育費、補正額△6,189千円、計327,676千円。

歳出合計、補正額△12,179千円、計3,937,870千円でございます。

それでは、主なものの内容を御説明したいと思います。明細書の3ページをごらんいただきたいと思ひます。

明細書の3ページ、まず、歳入でございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の2. 法人、節の1. 現年課税69,581千円でございます。これは、本年4月以降の収入の状況を踏まえまして、今年度の収入見込み額を再試算したことによる追加でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、款の6でございます。款の6. 地方消費税交付金、項の1. 地方消費税交付金、目の1. 地方消費税交付金、節の1. 地方消費税交付金△3,703千円でございます。これにつきましては、今年度のこの交付金の交付状況を捉えまして、年間の交付金がどれぐらい来るかということのを再試算しましたことによって出た減額でございます。その結果、減額の必要性が出てきましたので、減額をいたしております。

次は9ページをお願いいたします。

県支出金のところでございます。9ページ、款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の5. 教育費補助金、節の1. 教育費補助金6,202千円。このうち、説明のところでございますが、一番下のICT利活用教育推進事業臨時交付金6,600千円ということでございまして、これは補足の中で教育課長も説明を申し上げておりますけれども、新たな県からの交付金ということで、先進的ICT利活用教育の推進を図る市町に交付されるというものでございます。

それでは、続きまして11ページをお願いいたします。

11ページ、上のほうの款の18. 繰入金でございまして。款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金△の106,373千円というふうにいたしております。これは、本年度中に財政調整基金からの取り崩しというものがなくなりましたので、今回の補正で減額するというものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページの諸収入のところでございます。款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入22,514千円でございますが、このうち、説明の3番目のところでございますが、前年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金精算金4,912千円でございます。これにつきましては、平成24年度のこの西部環境組合の決算による精算金でございます。

続きまして、そのすぐ下でございまして、市町村振興宝くじ収益金配分金6,101千円でございます。これにつきましては、市町村交付金の交付額の確定による追加でございます。

続きまして、3つあけて、鳥栖・三養基西部環境施設組合派遣職員負担金7,705千円でございます。これにつきましては、本町の職員を西部環境組合のほうに派遣をしておりますが、この職員の人件費をこの西部環境組合のほうで負担していただくということによる追加でございます。

それから、すぐその下でございまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業者返還金3,543千円とございますが、これは、消火設備、スプリンクラー設置について補助金を受けて事業を実施しました介護施設が設置していたスプリンクラーを撤去したため、その事業によって受けた補助金を返還するというものでございます。

それでは、歳出のほうに参りたいと思います。

15ページをお願いいたします。

15ページ、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金15,105千円でございます。これは、今回新たに積み立てをしたいということでございまして、これによりまして、25年度末の基金は322,000千円ということになってまいります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページ、民生費でございまして。19ページ、上のほうから款の3. 民生費、項の1. 社会

福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金5,200千円、町の社会福祉協議会運営補助というふうなことでございます。これは、社協に対する追加の補助ということでございます。

続きまして、目の2. 障害者福祉費、節の20. 扶助費5,880千円とございます。このうち、説明の中の真ん中とその下でございしますが、介護・訓練等給付費3,200千円、この3,200千円につきましては、障害者の方たちが利用されておりますサービスの利用料、これが増加をいたしておりますので追加をいたしております。

それから、すぐその下の障害者医療給付費2,800千円、これにつきましては、この医療の対象になる方の人数がふえておりますので、この医療給付につきましては、医療給付対象者の増による追加ということでございます。

続きまして、そのすぐ下ですが、目の3. 老人福祉費、節の19. 負担金、補助及び交付金△3,087千円、広域介護保険負担金となっております。これにつきましては、本年度の介護保険事業の年度内の再計算による減額というものでございます。

それでは、続きまして、20ページをお願いいたします。

20ページ、款の3. 民生費、項の1. 引き続き目の3の老人福祉費でございます。節の23. 償還金、利子及び割引料というところでございしますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金ということでございます。歳入で申し上げました施設が撤去したということで、返還する必要があるございますので、施設から返していただいた返還金を町のほうで国へ返還するというための予算でございます。

それから、すぐその下、節の25. 積立金△の7,337千円、通学福祉バス運営基金積立金でございます。これにつきましては、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の見直しによる減額でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

22ページ、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の13. 委託料△の3,639千円、このうち、説明のほうで予防接種委託料が△の3,630千円というふうになっております。これにつきましては、日本脳炎、子宮頸がん、妊娠安心風しん予防接種、これらの希望者の方が予測よりも少なかったということによる減額でございます。

続きまして、すぐその下、目の3. 母子衛生費、節の25. 積立金19,327千円、子どもの医療費助成基金積立金でございます。これは、平成26年度以降の子どもの医療費助成事業のうち、本町上峰町単独助成分の、単独で助成を行います部分につきましてはの財源として、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業でそれを積み立てるというものでございます。

それでは、続きまして、27ページをお願いいたします。

27ページ、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の15. 工事請負費△19,100千円、町道八枚坊所新村線舗装工事でございます。これは、本年度の特定防衛

施設周辺整備調整交付金事業の見直しによる減額でございます。

それでは、最後になります。30ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の8. ICT利活用教育推進事業臨時交付金基金費、節の25. 積立金6,600千円でございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、教育課長のほうからも補足で説明がっておりますが、今回、県からいただいたお金をこの基金のほうに積み立てて、26年度以降の事業の財源としたいということでございます。

以上で議案第19号の説明を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、議案第23号 平成26年度上峰町一般会計予算でございます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。予算書の2枚めくっていただきまして、2ページ、第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入からでございますが、款、それから、金額のところだけ読み上げさせていただきます。

款の1. 町税、金額1,407,660千円。

款の2. 地方譲与税、金額29,295千円。

款の3. 利子割交付金、金額1,983千円。

款の4. 配当割市町村交付金、金額1,300千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金、金額398千円。

款の6. 地方消費税交付金、金額86,441千円。

款の7. 自動車取得税交付金、金額5,345千円。

款の8. 地方特例交付金、金額6,576千円。

3ページでございます。

款の9. 地方交付税、金額808,000千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金、金額1,838千円。

款の11. 分担金及び負担金、金額67,211千円。

款の12. 使用料及び手数料、金額79,916千円。

款の13. 国庫支出金、金額413,785千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、金額7,901千円。

款の15. 県支出金、金額267,959千円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、款の16. 財産収入、金額9千円。

款の17. 寄附金、金額380千円。

款の18. 繰入金、金額241,508千円。

款の19. 繰越金、金額50,000千円。

款の20. 諸収入、金額38,488千円。

款の21. 町債、金額187,000千円。

歳入合計、3,702,993千円。

次、5ページでございます。

歳出でございます。

款の1. 議会費、金額79,951千円。

款の2. 総務費、金額422,532千円。

款の3. 民生費、金額1,005,910千円。

款の4. 衛生費、金額579,263千円。

款の6. 農林水産業費、金額334,245千円。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款の7. 商工費、金額37,270千円。

款の8. 土木費、金額162,806千円。

款の9. 消防費、金額151,046千円。

款の10. 教育費、457,521千円。

款の11. 災害復旧費、金額24千円。

7ページでございます。

款の12. 公債費、金額460,625千円。

款の14. 予備費、金額11,800千円。

歳出合計、3,702,993千円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページ、第2表地方債でございます。

起債の目的、臨時財政対策債。限度額187,000千円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年利4%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということでございます。

以上が議案第23号の説明でございました。

続きまして、議案第26号 平成26年度上峰町土地取得特別会計予算をお願いいたします。

これにつきましても、予算書を2枚めくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思っております。2ページのほうの第1表でございます。

まず、歳入からでございますが、第1表歳入歳出予算。

歳入、款の1. 財産収入、金額11千円。

款の2. 繰入金、金額1千円。

款の3. 繰越金、金額1千円。

款の4. 諸収入、金額1千円。

歳入合計、金額14千円。

続きまして、3ページでございます。

歳出でございます。

款の1. 土木費、金額13千円。

款の2. 予備費、金額1千円。

歳出合計、金額14千円でございます。

以上で議案第26号の説明を終わりたいと思います。

以上が私からの補足説明でございました。御清聴ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆様こんにちは。私のほうからは、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第22号、議案第27号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第10号でございます。

議案第10号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、消費税法の一部改正によるものでございます。別紙の新旧対照表を御参照願いたいと思います。

第16条の使用料の算定方法等につきまして、現行の1.05から1.08に改正するものでございます。

続きまして、議案第11号をお願いいたします。

議案第11号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましても、平成26年4月1日より消費税率が8%になることに伴う改正でございます。

別紙の新旧対照表を御参照願いたいと思います。

まず、第2条1項で占用物件の占用額を定めておるところでございます。それ以降を今回改正し、同条の2項で消費税の計算方法について、また、同条3項から6項では占用料の算定方法を定めております。

そもそも道路占用料につきましては、消費税が課せられるのは消費税法及び消費税法施行令により占用期間が1カ月未満の物件と定められております。改正前の条例では、第2条の5項で、現行の法では占用者から徴収する額は消費税を加算した額となっており、全ての占用料について消費税を課すような読み取りもできます。そのため、第2項で消費税を課すべきもののすみ分け及び消費税の円未満の取り扱いの規定をしているところでございます。

また、3項、4項、5項につきましては、改正前の2項、3項、4項が繰り下がっており、

年額、月額、単位数量未満の取り扱いを規定しているところでございます。

また、6項につきましては、前各条項による算定した占用料、端数等の取り扱い及び最低限の請求額100円を規定しているところでございます。

第3条では、占用料の徴収方法を規定しております。

また、第7条におきましての督促手数料につきまして、手数料を定めておるところでございますが、改正前につきましては、督促状1通につき50円となっております。それを今回、通常のはがきの料金が変わってきますので、それを考慮したところでの改正をいたしておるところでございます。

続きまして、議案第12号をお願いいたします。

議案第12号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、先ほどの改正の上峰町道路占用料を準用して占用料を算定しているところでございます。よって、道路占用徴収条例の今回の改正に伴い、同趣旨の改定を行っているところでございます。

続きまして、議案第22号をお願いいたします。

議案第22号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第3号）の御用意をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款の1の分担金及び負担金、補正額2,200千円、計の6,080千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額2,200千円、計の136,300千円。

款の4. 財産収入、補正額52千円、計の53千円。

款の5の繰入金、補正額、減の5,406千円、計の272,401千円。

款の8の町債、補正額1,800千円、計の275,685千円。

歳入合計といたしまして、補正額846千円、計の779,609千円でございます。

続きまして、3ページの歳出をお願いいたします。

款の1の総務費、補正額が2,252千円、計の166,659千円。

款の2の事業費、減額の1,406千円、計の172,968千円。

歳出合計、補正額846千円、計の779,609千円でございます。

続きまして、1枚めくってもらって4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

款の2の事業費、項の1の事業費、事業名といたしまして坊所地区機能強化対策事業、金額が162,800千円でございます。

この繰越明許費につきましては、平成25年度、今年度について坊所地区の機能強化対策事業をしておるところでございます。この対策事業費につきましては、24年度予算を25年度へ

繰り越しまして行っている事業でございます。この24年度の繰越事業が完了しなければ、25年度の当該年度の予算、工事発注等のほうが現場的にできないため、平成26年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、第3表の地方債の補正でございます。

ページ数を5ページでお願いいたします。

変更といたしまして、起債の目的、下水道事業農業集落排水事業、補正前、限度額が73,300千円に対しまして、補正後、限度額75,100千円でございます。

これにつきましては、管路埋設工事に伴います上水道の移設補償に対します起債の補正分でございます。

続きまして、説明書のほうをお願いいたします。

説明書の3ページでございます。

説明書の3ページの歳入でございます。主なものを説明したいと思います。

款の1の分担金及び負担金、項の1の分担金、目の1の分担金でございます。これにつきましては、新規加入金11件分の受益者分担金の補正額でございます。

続きまして、款の2の使用料及び手数料、項の1の使用料、目の1の使用料でございます。これにつきましては、現在の収入状況によります2,200千円の増額補正をしているところでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

款の5の繰入金、項の1の繰入金、目の一般会計繰入金でございます。これにつきましては、一般会計の繰戻しを行うための補正額でございます。

続きまして、款の8の町債、項の1の町債、目の1の下水道事業債、これにつきましては、先ほど御説明申し上げました起債の関係で、上水道の移設補償費の起債の分でございます。

続きまして、下のほう、5ページでございます。

歳出の部、款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費でございます。11の需用費の修繕料2,221千円でございます。これにつきましては、前牟田、江迎の汚泥引き抜きポンプのオーバーホール分ということの修繕費でございます。

また、切通の真空のレジェクターにつきましては、水位計の交換ということで、緊急を要しますので、この3月補正でお願いしたいと思っております。

続きまして、款の2の事業費、項の1の事業費、目の1の事業費でございます。節の委託料及び15の工事請負費につきましては、契約残ということで、今回減額をしております。

また、22の補償、補填及び賠償金につきましては、管路埋設工事に伴う上水道管の移設補償費ということで、今回計上をさせてもらっているところでございます。

以上で議案第22号を終わらせていただきます。

最後になりましたけれども、議案第27号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計予算書

につきまして御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

2ページの歳入でございます。

款の1の分担金及び負担金、金額281千円。

款の2の使用料及び手数料、136,500千円。

款の3. 県支出金、金額28,500千円。

款の4の財産収入、1千円。

款の5. 繰入金、金額258,001千円。

款の6の繰越金、1千円。

款の7の諸収入、2千円。

8の町債、149,600千円。

歳入合計といたしまして、572,886千円でございます。

続きまして、3ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の1の総務費、145,750千円。

款の2の事業費、58,149千円。

款の3の公債費、368,487千円。

款の4の予備費、500千円でございます。

歳出合計といたしまして、572,886千円でございます。

続きまして、1枚めくってもらって、4ページの地方債のほうをお願いいたします。

起債目的といたしまして、下水道事業農業集落排水事業、限度額25,600千円。下のほう、資本費平準化債、124,000千円。計の149,600千円でございます。年4%以内の利率ということとで計画しているところでございます。

続きまして、説明書の3ページをお願いいたします。

歳入のほうで主なものを説明させていただきます。

歳入のほうの款の3の県支出金でございます。項の1の県補助金、目の1の県補助金といたしまして、坊所処理区の機能強化事業の補助金ということで、事業費の50%を計上しております。

続きまして、1枚めくってもらって、款の5の繰入金でございます。項の1の繰入金、目の1の一般会計繰入金といたしまして、230,648千円。目の2の農業集落排水事業減債基金からの繰入金といたしまして、27,353千円でございます。

続きまして、次のページの5ページ、款の8の町債でございます。項の1の町債、目の1の下水道事業債といたしまして、節の1の下水道事業債25,600千円。節の3の資本費平準化債124,000千円計上しております。

続きまして、次のページの6ページ、歳出のほうをお願いいたします。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費の中の節の需用費でございます。1の消耗品費、これにつきましては真空弁等のオーバーホール用の部品ということで、消耗品費を計上しております。

また、6の修繕料の6,647千円につきましては、緊急時に対する修繕ということが発生しますので、それに対する予算として6,647千円を計上しているところでございます。

同じく目の1の一般管理費で節の13の委託料の中の一番上のほう、農業集落排水処理施設維持管理委託料120,000千円でございますけれども、これにつきましては、今現在、平成23年度より7処理区の管理を一括契約で行っているところでございます。その一括契約につきましては、3カ年ごとの見直しをするということになっておりますので、来年度、26年度において、その見直しをしなければなりません。この一括契約の見直しにつきましては、前年度に対しまして、まずは消費税の3%アップ、また、坊所地区の機能強化に伴う中継ポンプの箇所を増設、それと、今年度から電気料の値上げ、また、汚泥処理費等の消費税の値上げ、また、光熱水費等の実績等を踏まえて、今、120,000千円ということで予算計上をしているところでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページの款の事業費、項の1の事業費、目の1の事業費でございます。節の13. 委託料並びに15の工事請負費、これにつきましては、坊所地区の処理施設の機能強化事業の委託料及び工事請負費を計上しているところでございます。

私のほうからは、以上5つの議案の説明をいたしました。皆様方の御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明を求めます。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

皆さんこんにちは。私のほうから、議案第14号、15号、17号、18号につきまして補足説明させていただきます。

議案第14号及び15号は、上峰町民センターの使用料を増額改正するものでございます。

町民センターは、公民館と農村環境改善センターの複合施設でございますので、条例は別々に提案させていただきます。

まず、議案第14号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

今回の消費税法改正に伴い、施設の維持管理費においても支出増が見込まれます。つきましては、平成26年4月1日以降の公民館使用料について、消費税相当額の増額改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表で説明をいたします。

表右側、現行では5%の消費税相当額を賦課しておりますところを、改正後は8%の消費税相当額を賦課して単価設定を行っております。一例を挙げますと、現行で1,050円の部屋は、改正後1,080円となります。

次に、備考の欄をお願いいたします。

現行の備考第1項で休日の定義をしております。しかし、現行本文及び表の中に休日の事項が出てきません。よって、今回、文言の整理として第1項を削ります。

次に、裏面をお願いいたします。

使用料と同様に、舞台音響、照明操作員の単価及び冷暖房使用料につきましても改正をお願いいたします。

以上、議案第14号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

新旧対照表で説明をいたします。

公民館同様に、表右側、現行で5%の消費税相当額を賦課しておりますところを、改正後は8%の消費税相当額を賦課して単価設定を行っております。一例を挙げますと、現行で520円の部屋は、改正後540円となります。

また、裏面をお願いいたします。

こちらでも、現行で520円の部屋が改正後540円に、1,050円の部屋が改正後1,080円となります。

また、別表第2、冷暖房使用料につきましても、現行420円の部屋が改正後430円となります。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号 上峰町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正は、親法の題名改正に伴うものです。

それでは、新旧対照表で説明をいたします。

現行の第1条にあります親法の題名が、法改正により地方青少年問題協議会法となります。実は親法の題名改正は平成11年に行われております。本来、親法改正の折に条例改正すべきところでしたが、今回の提案となりましたことをまづもっておわび申し上げます。

親法の内容といたしましては、町に青少年問題協議会を置く場合の所掌事務、組織等を定めた全6条の法律となっております。今回は条例第1条の親法題名改正とともに、根拠規定の改正及び文言の整理もあわせて行っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議案第17号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例に

つきまして補足説明を申し上げます。

こちらも親法の改正に伴うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたします。

現行の第1条にありますスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）が全部改正され、平成23年にスポーツ基本法が制定されました。それを受けまして、今回改正をお願いするところでございます。こちらも本来平成23年に改正すべきところでしたが、今回の提案となりました。重ねておわび申し上げます。

改正されましたスポーツ基本法では、スポーツ振興を国の責務として位置づけ推進しています。スポーツ基本法第13条に学校施設の利用に努める旨の定めがあります。この規定に基づき、上峰小・中学校のスポーツ施設につきましても、一般の方のスポーツ利用に供するよう努めるところでございます。

以上、議案第18号の補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号の上程及び提案理由の概要説明を求めます。

○4番（碓 勝征君）

私のほうから、今回の機構改革に伴いますところの町議会委員会条例の一部改正についての上程を申し上げます。

平成26年2月28日

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者

上峰町議会議員 碓 勝 征

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提案理由を申し上げます。

平成25年第4回定例会における、上峰町課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の範囲を改正する必要があるためでございます。

上程申し上げます。

議案第30号

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上峰町議会委員会条例（昭和50年上峰町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

振興常任委員会	ア 企画課の所管に関するもの
	イ 振興課の所管に関するもの
	ウ 農業委員会の所管に関するもの

」

を

次に改正ということでございます。

「

振興常任委員会	ア 企画課の所管に関するもの
	イ 建設課の所管に関するもの
	ウ 産業課の所管に関するもの
	エ 農業委員会の所管に関するもの

」

に改める。

ということで上程申し上げます。

○議長（中山五雄君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第1号から議案第30号までの上程及び大要説明が終わりました。
ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

日程第5 議案第4号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第4号 上峰町先進的ICT利活用教育推進基金条例。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから説明がございましたけれども、33個ということでございます。既存の電子黒板は幾らかあるんじゃないかと思ひまして、どんなですかね。

○教育課長（小野清人君）

言われるとおり、平成25年度に小学校に4台、中学校に2台導入しております。それと、平成22年に中学校に1台、小学校に1台、これは型式が違ひまして、さきに申し上げました25年度導入の分はLEDの電子黒板でございます、後で申し上げました22年分は投影機を使った電子黒板でございます。ですから、合計しますと、中学校に3台、小学校に5台あるようになっております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

26年度で導入するというところでございますけれども、電子黒板につきましては既存分とかなり精度がいいような黒板ということですかね。

○教育課長（小野清人君）

26年度に購入する電子黒板につきましては、25年度購入した電子黒板と変わりが無いような電子黒板になると思ひます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

碓議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第19号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第19号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第6号）。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

1つお尋ねします。

スクールカウンセラーの関係でございますけれども、昨年から学校内の暴力、いじめ、自殺、いろんな問題が各地で起きている中で、我が上峰町の小・中学校はどうかというようなことでの質問も再三あったかと思えます。そういう中で、スクールカウンセラー、それから、ソーシャルワーカーですか、の充実というようなことで取り組んでいただいているものと思いますが、この補正でスクールカウンセラーの補助金等々が減額になっておるわけですね。全部で四十何万円ですか。そういうところを見ると、いい意味で解釈すれば、それだけ問題がなかったという受けとめ方をするようになるわけですが、反対から見れば、あんましきちんとしたことがされてなかったのかなというような疑いも感じるような、両方あるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

スクールカウンセラーの歳入歳出の減額でございますが、小・中学校合わせまして、25年度当初では延べ280時間を計算しておりました。280時間のうち100時間が県費で行うと、280時間は変わらないんですが、100時間の分は県費が直接事業を行うということになりましたので、その100時間分、1時間当たり5千円の500千円を歳出では落としているということになります。それに伴って補助金が減りましたので、補助金額も減らしているということでございますので、金額は落としておりますが、実際のスクールカウンセラーの相談時間というのは変わらないということになっております。

今、大川議員の質問がありましたが、平成25年度の実績が出ておりますので、参考に申し添えます。

上峰中学校におきましては延べ人数52人、これにつきましては、生徒、教員、保護者、それぞれ相談された方がいらっしゃいます。生徒が36人、教員が8人、保護者も8人、合計52人でございます。小学校におきましては総数82人、児童が27人、教員30人、保護者25人というふうなことで、利用はかなりされているというふうに私どもは受け取っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、実績も述べていただきましたが、やはり52人と82人、合計すれば140人近くの方が相談をされたということでありますが、やはりそれだけいろんな問題があったのかなという感じをするわけですが、さっきも言いましたが、町内の学校ではいじめ等々はございませんという答弁をいただいていたかと思えます。その中で、ちょっとしたことはあるかもしれんけどということもつけ加えてありましたが、押しなべてそんなに大きなことはないというふうなことでございましたので、町内の学校ではないということで取り込んどってよろしいですね。

○教育課長（小野清人君）

私が以前、6月議会で質問がございましたときは、そういうふうに申し上げました。9月に松田議員のほうから教育長のほうに、いじめの問題等々の質問がありましたときに、現在、残念ながら1件ございますというふうな答弁を9月議会では行ったものと覚えております。現在、1件は前回の12月議会で設置条例をつくっていただきました28条委員会等で今検証をしている段階でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○9番（林 眞敏君）

2件ございます。

まず1件は、23ページの款の4の衛生費、保健衛生費の中の太陽光発電システム設置補助金、これが減額になっているということはどういう意味なのか。宣伝が不足したのか、あるいは端数的なものなのか。

もう1件は、29ページ、消防費の中で、これは補正額1,103千円ほど減額になっておりますけれども、本来、消防費というものは活動すればするほど費用がかさばるのに、これだけの減額ということは当初の見積もりがちょっとオーバーであったものか、あるいは期待していたのがなかなか消防費を使うことができなかつたのかと、この2件について御説明をお願いします。

○住民課長（江頭欣宏君）

今、林議員さんの太陽光発電システム設置補助金、△の127千円ですけど、これは端数の分でございます。申請は20件ありまして、そのうち出力4キロワット以下で申請されている件数が6件あります。その分の減額でございます。

以上です。

○総務課長（池田豪文君）

まず、林議員さんがおっしゃいました1,103千円と申し上げますと、款の合計でございます。消防費の合計ということで、その内訳としては目1、非常備消防費で805千円の減額、それに2の消防施設費で50千円の減額、それから、3番目の水防防災費で248千円の減額、このトータル合わせまして1,103千円ということになります。

それではまず、大きいところで非常備消防費の805千円というところがございますけれども、1つの原因といたしましては、9月1日に鳥栖・三養基地区の総合消防訓練を行う予定をしておりましたが、あいにくの天候でそれをやめたというのが、1つには費用弁償とか、あるいは消耗品とか、食糧費とか、会場借り上げ、そういったものについての減額というの

になっております。

それから、あと水防費関係でございますが、管理職特別勤務手当、それに時間外手当、それについては、例えば、当初予算で管理職特別勤務手当は126千円設けておったんですけど、46千円の支出で不用額が80千円、それと、時間外手当が300千円の予算額を組んでいたわけでございますが、182千円使いまして118千円の残がでておりますので、その分を不用額として落とさせていただいているところでございます。内容的には水防の折、あるいは台風のときの警戒、そういったところで職員が従事したところで支出したところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

○9番（林 眞敏君）

内容わかりました。必要なものはぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

○8番（大川隆城君）

22ページをお願いします。

この中で目の2. 予防費で予防接種委託料が3,600千円ほど減額になっておりますが、先ほどの説明では、受診者が少なかったというような説明だったかと思えますけれども、これは必ず受診せんといけない人のどれくらい、パーセンテージとしてどれくらいの方が受診されているものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの質問の予防費の委託料の減ということで、まず、日本脳炎で当初見込みで360件の見込みをしておったんですけども、本年度最終見込みで200件ほどということで160件の日本脳炎の減ということになっております。また、子宮頸がん、これにつきましては当初210件見込んだんですけども、これも見込みで70件ということで約140件ぐらいの減と。妊婦安心風しん、これにつきましては昨年の7月から始まったんですけども、全国的な流行ということであって、県のほうが取り組んだ事業ですけども、これも当初100人見込んだんですけども、本年度末の見込みということで60件減の40件ということで、必ずしも受けなければならないということではありませんけれども、そういうふうで当初見込みよりも少なくなったところで減額の3,630千円ということになっております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今は以前と違って、本人が直接病院に行って予防接種せんといかんごととなつてくるですよ。それで、以前は集団接種で、だから、案外とよかったかなという感じはしますが、とは言い

ながらも、やはりそれだけの方が受けなくちゃならないのに受診率が低い。ということは、次の発症の心配もなきにしもあらずですからね。やはりこんだけ組んどりました、こんだけでした、残りはこんだけですというだけじゃ、ちょっとどうかなという感じもしますし、だから、これも毎回出ておりますが、受診する、今言うPRといいますかね、呼びかけをもっともっとせにやならんじゃなかろうかという感じがしております。発症してからでは遅いものですからね。ですから、その辺、今回、今年度はこういうふうな実績になったわけですが、新年度に向けてどういうふうにお考えか、お聞かせいただきたい。

○健康福祉課長（岡 義行君）

現在も十分にそういうふうな対象の方についてはPR等もやっております。広報紙、あるいは妊婦安心風しんにつきましては、そういうふうな妊娠の方、現在妊娠されている方、今後妊娠される方につきましても、十分にPR等もやっておりますし、力を入れております。また、次年度以降も同じように、そういうふうなPR、あるいはそういうふうな発症の、かかったらどういうふうになるかというようなことも考えながら、PRしながら力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長から言ってもらったように、子供たちについては医療費助成の幅を広げていってするようになりましたが、やはりそうしながらでもなるべく医療費を抑えていかななくちゃならないということになれば、予防的措置をきちんとやらんといけんということはもう重要課題かと思っておりますので、先ほど課長言われたように、今後さらにその辺の受診率を上げて、また、これも受診する期間が決まっていますからね、その辺を外してしたら、もう役に立たないというようなこともありますから、本当重ねてお願いしておきますが、その受診の期間には必ず行っていただくように、さらに力を入れてお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○4番（碓 勝征君）

10ページの不動産売払収入の1,136千円ですかね。この中身をお聞かせ願いたいと思えます。

それから、34ページ、遺跡発掘の掘削委託料の関係で減額がありますけれども、課長にちょっとお尋ねですけれども、いわゆる個人の家屋の建てかえするときに、この発掘調査は義務的な必要にあるものかどうかですね。そこら付近、個人の家屋を建てかえするときに、例えば、物が出てきた場合の対応、そこら付近の制限ですね、そこら付近ひとつお尋ねしたい。

それから、学校給食費の給食センターの整備調査委託の減額がございましたけれども、これはもう25年度で調査委託、成果品が出ておるものかどうか、そこら付近、中身がございましたらお教えいただきたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、私のほうからはまず、10ページ、不動産売払収入の詳細でございますが、これは三神普及センター、県の機関であります三神普及センターの北側の町有地をみやき町の町道の拡幅用地として売却したものでございます。平米数は76平米、平米単価は14,800円ということで売り払っております。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

私のほうから2番目の遺跡の件でございますが、家の建てかえ等のときの発掘調査が義務かどうかという御質問ですが、文化財保護の規定によりまして、佐賀県が編集した遺跡集というのがございます。その遺跡の範囲内で土木工事を行う際には、文化財保護法第93条の規定によりまして、事前の届け出が必要となっております。これにつきましては規模の面積、それから、掘削する深さ等は全然関係なくて、とにかく原則で申しますと、その遺跡の範囲内で土木工事をする際には事前の届け出が必要ということになります。県教育委員会のほうにです。県教育委員会のほうとしては、これまでに発掘調査したことのない土地については、基本的に試掘をなささいというような指導が出るような段取りになります。その指導をもとに私どものほうで試掘をさせていただくということになります。

その個人の家の建てかえの場合ですが、もし、個人のお宅の下から、建物の予定地の下から遺跡が出てきたという場合につきましては、町内遺跡確認調査の事業費の中、国庫補助の事業費の中から一部、そういった個人の専用住宅であれば、公費で対応してよろしいという指導を県はしております。一般の民間の開発等になりますと、以前から問題になっておりますとおり、原因者負担ということで本調査を実施すると、記録保存をするという段取りになっております。

以上です。

○教育課長（小野清人君）

御質問であります給食センター整備調査委託料につきましては、成果品は出ております。本日はちょっと資料を持ち合わせておりませんので、その成果につきましては後日お知らせしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

2点ほどお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

19ページの節の19、負担金なのですが、社会福祉協議会の運営費補助金5,200千円というように掲載がされております。この内容説明をお願いしたいというふうに思います。

それと、27ページの節の15、工事請負負担金のマイナス補正が19,000千円ほどございます。この全協の中では若干説明をいただきましたけれども、もうちょっと詳しい内容説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの御質問の民生費の社会福祉総務費の中の19節の負担金、補助及び交付金、この中の社会福祉協議会の運営費補助ということで5,200千円のおつておるんですけども、この5,200千円につきましては、当初補助があり、途中補助で4,000千円補正をしまして、最終的に社会福祉協議会のほうから資金が足らなくなったというようなことで、2月中旬にはマイナスになるというようなことで話がありまして、その内容としましては、前年度からの繰越金、若干町の会計とは違うんですけども、その繰越金自身もマイナスであったということで、繰越金を投入しても最終的にマイナスになるということで急遽3月の補正で5,200千円をお願いしたいということでの計上でございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

いや、本当に予算というのに、福祉協議会が金が足りないから急遽3月に補正をする自体いかなものかなと僕は思うんですよ。マイナスになるということは、1年前、2年前になってわかっているはず、これは。と僕は思います。そういうことをいとも簡単に補正をするというようなことに大きな疑問を僕は持っております。もっときちっとした形での福祉協議会の運営については目を配らなきゃできないと僕は思うんですよ。課長も忙しい中で、こういったチェックをする時間もそれはないかもわかりません。だとするならば、今後の対策として、やっぱり職員の1人ぐらいは派遣すべきだと、福祉協議会に。よその町はいますから。これ通らなかつたら、どうするの。福祉協議会が金が足らなくなった。年度末まで何日あるね。何が3月に補正ね。そういうずさんな事務処理をやっておるといことは、これは許される行為ではないと僕は思う。5,000千円の金だからいいということじゃないわけですよ。事務をやっている段階で、1年前、2年前にこれはもうはっきりわかっているはず。いろいろな福祉協議会の話もあるようでございますが、ここで申し上げはしませんけれども、これは問題だ。もっともときちっとした形でやらなきゃ。議会に提案すればいいということじゃないと思う。今の説明では僕は納得ができない。もっと詳しい内容説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「いや、内容説明を、詳しい説明をお願いします」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（岡 義行君）

まずもって、そういうふうな、私、社会福祉協議会の常務理事というような立場でもあり、決裁等も回ってくるような今現在立場ではあります。その中でチェックというのが漏れていたといえれば漏れていたということになりますけれども、実際、この5,200千円の補正の理由というのをよくよく詰めていったときに、まず、平成22年度からの繰り越し、こちらのほうの会計としましては、3月31日で決算を打ちまして、その決算の中にはその年度の未収金、未払金という部分があります。その決算で未収金、未払金をのけた部分が町で言う繰越金に当たるのかなと思っております。

この社会福祉協議会の大きな事業と申しますか、経費がかかっているのが、まず、法人の運営事業、それから、センターの運営事業、それから、食堂の運営事業と、この3事業が大きな経費がかかっております。その中で、先ほどの町で言う繰越金に当たる部分でいきますと、平成22年度でその3事業の繰越金が6,400千円ございました。それが平成23年度で2,600千円、ここで約4,000千円弱の繰越金が投入されております。平成24年度、これがその3事業でいきますと、マイナスの1,900千円、ここでもうマイナスに既になっているような状況でありました。平成23年度、24年度の減を考えますと、4,500千円繰越金がそこに投入されていたと。

なお、平成22年度当時、若干の基金等もありました。平成22年度はこの基金、備品等の準備積立金という基金なんですけれども、それを2,000千円ぐらい22年度には投入しております。また、平成24年度はその基金、別の基金でありますけれども、葬祭の基金なんですけれども、これが2,900千円ほどありました。それも24年度に投入しております。平成25年度、今年度なんですけれども、今年度は福祉基金ということで、この福祉基金はありましたけれども、これも平成25年度、今年度は2,600千円取り崩しております。それを取り崩してもなおそういうふうな、今、22、23、24年度からの繰越金の流れを申しますと、毎年度、繰越金が3,000千円、4,000千円前後ぐらいから投入されていたということで、平成24年度の繰越金がない状況で25年度を迎えたという中で、現在こういうふうな状況になったのかなということで私推測するところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、課長の説明を聞きますと、もう24年度で1,900千円のマイナスだということなんですよね。もうその時点で町としても考えるべきであったと思います。福祉の充実に金を使うのはやぶさかじゃないと僕は思います。新年度の施政方針にも出ているように、福祉の充実に物すごく力を入れているのは町長なんですよ。そうしますと、施政方針できれいごとを言うて、こんなことが起きるといことは、許される行為ではない。だからといって、課長てん町長を責めるわけじゃございません。やはり福祉協議会の中身の問題であろうと思う。そうしな

いと、これ解決できないと思う。こういう問題が今まで起きていないんですよ。余りにもずさん過ぎるじゃないですか。これ町民知ったら、どう思うね。いろいろな話、福祉協議会の件は聞きますけどね。わかっていることを、いとも簡単に5,200千円してやると。そんなに財政は豊かなの、町は。

だから、当初予算というのは大事ですよと言ってきた、僕は。予算の組み方にも疑問を持ってきた。しかし、こういう問題が起きた、現実的に起きているわけ。これ、町長どがなふうに解決するんですか。

○町長（武廣勇平君）

今、課長答弁にありましたように、基金等を取り崩しながら運営をしてきたのには理由がございます。21年に法人事業とセンター事業の町補助金が32,691千円から22年に法人プラスセンター事業が23,790千円ということになりまして、約9,000千円ぐらいの減額がなされている理由は、地域包括支援センターをこの年に社会福祉協議会に委託したということから、法人事業、センター事業の運営を詰まらせてきたというふうに理解をしているところです。特に21年は、御記憶に新しいかと思えますけれども、第三セクター改革推進債を使ってホリカワ産業跡地の対応、単年度の収支が厳しくなるような状況があったところで、こういう状況を生んできたというふうに思っております。

また、補助金減額だけでなく、基本的な執行の仕方についても役場と同様の執行を行っていく、つまり日々の資金管理を同様の管理を行っていくべきであるわけでありまして、月次の残高をもとに日々の伝票の起こし方も独自の社会福祉協議会のものがありまして、現在、理事会等の審議を踏まえまして、社会福祉協議会の会計業務につきましても予算編成のやり方、また、毎月の月報に出ていることから、日々の資金管理を担当者が事業ごとに行うようにしていくこと、また、会計伝票は会計職員が起票し、決裁をしているという状況も変えていくというような形で、資金の日々の状況というものを担当者が管理をしながら進めていくことで歳出を削減していく、管理を意識を持つということを今理事会で協議させていただき、そのように行っていくようにという指示をいただいたところでございました。

こうしたことから、この状況が生まれているものと思っております。今、議員が御指摘いただきました町の職員の派遣の話もございましたけれども、今現在、役場と同じような形を社会福祉協議会にやり方として導入をしていこうというようなところで考えているところでございます。

12月議会の補正4,000千円、これにつきましては、ふれあい館の国の支援費の給付が自立支援法の改正によってB型支援施設に移行したことに伴って減額されたところから生じたものでございました。この5,200千円は、ちょっと種類、性質が違うわけでありまして、今後、議員御指摘のように、役場のノウハウをしっかりと、会計制度が違いますけれども、社会福祉協議会に日々の管理を行えるようにしていきたいというところで考えているところでござ

ざいます。

○7番（吉富 隆君）

いろいろと町長申されるのはわからんわけじゃないわけね。福祉の充実というのは、もう高齢化社会の中で必要性があるわけですから、非常に福祉協議会の方々が一軒一軒回っていただいてやっているわけですね。非常に喜ばれている状況下にあります。だから、補正をつけてあげるのはいけないよと僕は言っていない。事務処理の段階で、今ここに5,200千円補正をしなくちゃならないという状況になっているわけですから、何をやっているのと言いたいわけ。1年前にもうわかっているわけ、こげんなるといことは。わかっているんですよ。それをそのままにしておいた。誰が責任ね、これ。福祉の充実はやってくださいと議員の皆さんも言っているわけ。だから、補正の5,200千円の金額の云々じゃない。事務処理の問題として、これ黙っとったら、来年もなるよ。来年も。今現在、5,200千円必要不可欠であるということなんですよ。だから、議会の流れからいくと、この第19号議案というのは今すべきものじゃない。緊急性があるから今やっているわけね。そうでしょう。だから、やっぱりこういう問題については、もっともっと早く出てくるわけ。12月でも遅い。9月でも遅いんですよ、補正するの、これ。それをせっぱ詰まってやる自体に疑問、問題だと。これは強く指摘をしておきたい。もっともっと福祉協議会は、本当町から予算もつけてやって、やっぱりきちとした福祉の充実をやるべきだと、基本的には僕はそう思っています。しかしながら、中身がこういうことであれば、議員何しよっかいというふうに町民の皆さんから言われることも覚悟しとかにやいかん。言っている人がいるんだから、これ。事実ね。だから、この5,200千円についてできないよと言っているわけじゃなか。事務処理の段階、運営者として、本雇いで局長がいるんだから、きちとやらなきや。いろいろ問題あり過ぎるんじゃないの。それをやっぱり理事の皆さんにもきちと報告をしないから出てこない、わからんから。理事会の中できちとした形で、やはり恥かいてもいいけん出して、お願い事をしていく。理事会も緊急にやっているんだから、緊急でしょう。行き当たってやるの。それはやっぱり計画性がないということよね。それにはいかがなものかと、補正については僕は思うんですよ。今後の対策をきちと町長やるということで理解せんわけじゃない。しかし、これは大きな指摘をしておかないと、来年も起きる。必ず起きる。これ3年も4年もほったらかしてきているから、こうなったんじゃないですか。どこかで手当てをしておけば、こういう問題起きていない。僕はそう思うので、いま一度、町長、今後についてはこうしますということを御答弁していただいて、この項を終わりたいと僕は思います。

○町長（武廣勇平君）

御指摘ありがとうございます。

25年の社会福祉協議会の補助金額合計32,730千円のうち4,000千円、これについては先ほど申しましたように、改正自立支援法のもとで支援費の減額ということでの措置でございます。

した。当初予算にはこの分については、今後の持続的な運営を含めた予算要求をして、今、計上させていただいているところで、この点は安心できると思っております。

また、法人町補助金とセンター町補助金については、24年度よりも増額を見ているものの、やはり歳出削減といえますか、日々の今の予算額というものを把握した上での各事業担当者の管理というものが必要になってくるという点でございまして、これについては町のノウハウをしっかりと社会福祉協議会に導入していくことで対応していきたいと、また、来年になってこういう問題が起きないように努めてまいることをお約束申し上げて、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、27ページの道路維持費の八枚坊所新村線の舗装工事、減額の19,100千円につきまして御説明申し上げます。

この事業につきましては特定防衛施設の交付金事業ということで、当初、委託、工事費合わせまして20,000千円の予算を組んでおたわけでございます。この事業の方向といたしましては、まず、委託費の中で路盤の調査設計、その後、舗装構成が確立した中で工事請負という段取りで進めております。しかしながら、11月に発注いたしました調査費につきまして、12月にその調査の中で舗装構成が判明しましたけれども、その舗装構成の結果、アスファルト舗装が5センチ、上層路盤が10センチ、下層路盤が15センチ、そして、その下にF E石灰工として30センチ、計60センチもの舗装構成をしなければもたないという結果が出ております。そういう中で1月に工事発注をしたとしても、今の道路を60センチ掘り下げて、なおかつ30センチのF E石灰の入れかえというようなことで工期が非常にかかる舗装構成になっております。それによって町といたしましても、今度は工事請負の申請という中で防衛のほうに協議をいたしました結果、今の社会現象といたしましては、人、機材が不足していることとでございます。そういう中で、一般的に不落入札という現象も多々多い中で、繰り越しという話も出たんですけれども、あくまでも繰り越し申請につきましては防衛のほうで財務局への申請ということになります。そういう中で防衛とも協議をいたしまして、この防衛の施設の交付金につきましては、別途基金への積み立ても可というような事業でございますので、今回、本町におきましては、先ほどの測量試験費の100千円、それと、工事請負費の19,100千円につきましては、今年度減額をいたしまして、子どもの医療費助成基金及び通学福祉バス運営基金のほうに基金を積み立てたいと。そういう中で26年度の当初予算につきましては、ここの八枚から坊所新村までのもとの請願でありました六田川までの区間の工事をやっていきたいということで、来年度につきましては、この交付金を全てそちらのほうに向けて、26年度で坊所城島線から六田川までの区間の舗装をしていきたいと思っております。

ころでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

たまたま私がこれ紹介議員なっていましたので、これ1年前に議決しているんですね、これは。それも今1月に発注して間に合わない。それは理由にならないと。これもっと早く調査しておれば、もっと早くこういう問題出てきたというふうに思います。担当課の課長さんもなかなか忙しい体で、なかなか目が届かない部分もあるであろうと僕は思います。産業課と建設課が一緒になって振興課なので、いろいろな事業展開の中で非常に忙しい中でありま。しかしながら、やはり議決したことは年度内に執行するというのが基本的なことではなかろうかというふうに思います。今後についてもこういうことがないようなことでの事務処理等々については、先ほどの話と一緒になんですよ、きちっとやっていただきたいというふうに思いますし、26年度で工事をやるということでございますけれども、26年度の何月ごろには着工できるのか、お尋ねをしたい。

○振興課長（江崎文男君）

それにつきましては、今年度の防衛局との申請の流れを見ますと、6月中には補助金申請を出せる見込みだと思っております。

○7番（吉富 隆君）

6月に申請をして、許可というのはいつごろおきるんですか。これね、そうすると、もう2年越しになるよ。新年度に入ってすぐ忙しいと思うけんね、それはそれでいいけれども、大体申請して何月ごろに許可が来るのかですね。残りの金の件だと思うし、19,100千円については積み立てに回すということですよ。本来の姿は明許繰越になると思うけれども、防衛施設との問題あるけん、それは申しませんけれども、19,100千円の金というものは、この事業に、課長、充てるんでしょう。充てるんでしょう、19,000千円はね。残り、足りない部分なんですよね、申請するというのは。そうでしょう。違うの。

○振興課長（江崎文男君）

来年度の予算、あくまでもことしの分は19,000千円を減額して、それを基金積み立てにいたします。それで、来年度の26年度は新たに交付金の約34,000千円ほどの交付金がありますので、それを全て今回の町道舗装に向けるということですので、新たに26年度でその34,000千円ほどの交付金の申請をいたしまして工事発注に向けるということですよ。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、19,000千円積み立てをするわけでしょう、減額する分をね。それじゃなくて、新しく34,000千円の交付金を申請するという意味でしょう。違うの。そういうふうに理解していいですか。

○振興課長（江崎文男君）

26年度では新たにその交付金の申請をいたします。そして、工事のほうに向けます。毎年同じような形で、この交付金についても単年、単年度で申請のあつての補助ですので、同じような形で26年度についても、まず防衛のほうに来年度の分の34,000千円ぐらいの補助金交付申請をするような形になります。そして、工事のほうに向けるというような形です。

○町長（武廣勇平君）

議員お尋ねは、今年度の19,000千円の基金造成がこの八枚坊所新村線への基金になるかということだと思いますが、これは今年度は子どもの医療費助成基金のほうに積み立てるということで、今、課長申しましたように、来年度34,000千円の調整交付金をこの八枚坊所新村線として申請をするということで御理解いただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

大変理解をするまでに時間かかりましたけれども、普通の流れとして、一遍議決した金額を翌年度に繰り越すことは明許繰越だと僕は思っていたので、事情があつてそういうふうになれるということも理解せんわけでもない。普通、議決したとは翌年度に回すとは明許繰越なんですよね。そういうふうに僕は思っておったもんじゃい、しつこく質問させていただきましたけれども、防衛施設からの補助金というのがいろいろの全協の中で説明をいただいたわけですので、その件については触れませんので、ぜひともこの34,000千円でできるかどうかわかりませんが、ぜひとも早目に申請をしていただいて、26年度と言わずに、26年12月までには完了をするように御努力を切にお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

ただいまの関連でちょっと御質問でございますけれども、2月21日に特定防衛施設整備交付金の事業計画書をいただいておりますよね。この項目につきましては、いわゆる34,000千円の内訳でございますけれども、もちろん今7番議員のほうでの請願された内容につきまして、もちろん充当するというのもございましょうけれども、子どもの医療費に関する基金なり、通学福祉バスに充当する基金なりも、この34,000千円の中にはあると思うわけですね。今、聞いておりますと、課長のほうからは、26年度はもうその34,000千円を全部充当するというふうなお話をいただいたんですけれども、26年度の子どもの医療費なり福祉バスのほうへの充当ですね、この計画から変更になるというものかどうかお尋ねしたいということと、もう1つ、請願は、先ほど課長からお話があったように、県道坊所城島線から六田川までの請願が出ておったと思うわけですね。それから、さらに西に行つて、野菊の里までですかね、これ延長されておりますけれども、この変更された理由ですね、これは防衛省との折衝の中でそういうふうな指導とございますか、そういうお話があつて、案づくりをされたもの

かどうか。また、振興委員会の中でそういう御指導があったかどうか。その辺、流れをお伺いしたい。

○企画課長（北島 徹君）

特定防衛施設周辺整備調整交付金の関係につきまして、私のほうから御報告させていただきます。

先ほど江崎課長が26年度につきましては34,000千円全額を、交付金全額を舗装のほうにという話をされたということの確認の御質問でございましたけれども、事業申請といたしましては、江崎課長が言われたように、26年度につきましては全額を八枚坊所新村線の舗装に使用するというところでございます。

先ほど議員お尋ねの件につきましては、のらんかいバスにつきましては、平成24年度中の積立金、それから、子どもの医療費の助成に対しましては、平成25年度に26,320千円積み立てをいたしますので、その積立金から平成26年度につきましては、おのおの取り崩して使用するということでございます。

以上でございます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは路線の変更につきまして御答弁申し上げます。

議員のお話のとおり、請願につきましては坊所城島線から六田川までということでの請願内容でございます。その後、振興常任委員会の中で審議、また、現場を踏査されたところで、要は八枚坊所新村線及び野菊の里までの町道前牟田南北線、これにつきましては一体的な道路であると、幅員的にも7メートルということと同じ幅員でもありますし、舗装の傷みぐあい、また、車両等、この車両等といいますのは、大型車両につきましては県道市武神崎線から来る大型車両、それと、前牟田等から来る大型車両、それを見ますと、先ほど申し上げました八枚坊所新村線と前牟田南北線につきましては、一体的なものの考え方でいくというような意見内容でございます。そういう中で、私たちはその路線を一体的な路線として今計画を進めているところでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

請願事項で採択もされておりますので、それはもう結構かと思えますけれども、やはり前段で請願が出ております坊所三上地区の関係ですね。特に三上の北のほうの道路の計画、これは24年度で設計をされとるということでございますけれども、付随した変則5差路の関係の3案の示しはありましたけれども、三上北のほうの設計された計画内容の示しがありません。やはり三上北も、もう長いこと待たれておる請願地の道路事情があるわけですね。加えて坊所三上変則5差路につきましても、当然、長年の懸案事項のことであるわけですから、私はこれを延長するよりも、そちらのほうに向けるべきじゃないかというようなことがちょっと

考えとしてあるものですから、そこら付近をどんなふうですかね、御意見を聞きたい。

○町長（武廣勇平君）

この八枚坊所新村線を特定防衛施設周辺整備調整交付金で充用するに至った考え方を申し上げますと、三上地区につきましては請願事項ということで長年の懸案であることは議員御指摘のとおりでございます。用地買収等を伴う事業ということで補助金の活用が妥当であるという判断の中、また、加えて三上地区全体の総合的な計画を立てるべきだという御指摘もある中、補助金の活用を全体として考えていくべきエリアだというふうに私自身が判断いたしまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充用を、この買収の必要性のない八枚坊所新村線に充てているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

今、特定交付金が出たものですから、その関連になりますけれども、7ページをお願いします。国庫支出金の目の6、交付金が376千円減額になっていますが、これはどういう理由でしょうかね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

これにつきましては、交付決定額が34,036千円ということで参りましたので、それに伴いまして減額をいたしておるところでございますが、どういう理由で、明確な理由でこの金額がどういう理由でこれだけ下がったかという話はちょっと伺っておりませんで、要するに予算の範囲の中で全国的に配分がございますので、その詳細についてはこちらのほうとしても承知はいたしておりません。

以上です。（「はい、わかりました。じゃ、次に移ってよかですか」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

次に、25ページをお願いします。

目の農業振興費の13の負担金、補助及び交付金の中の下から3番目かな、新規就農総合支援事業補助金1,500千円が減額になっていますが、以前、新規就農者のお話聞いた中では、何名さんかいらっしゃるように聞いたかと思いますが、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうから、先ほどの質問にお答えいたします。

多分新規就農の関係につきましては、当初より上峰町につきましては2名ほど対象者がおられますので、当初より2名分の3,000千円ほど予算化を随時毎年しているものでございます。そういう中で、今年度、1人の方が上峰在住の方なんですけれども、その方が今現在、

鳥栖のほうの法人化の事業の中に勤められておられます。この方につきましては、先ほどの青年就農給付金の対象ということで、ことしこの方に1,500千円の補助金を出すものでございます。そのほかにつきましても、町内にはあと2人ぐらい対象的な方はおられるんですけども、まだこの事業の採択条件に全て合致している方がちょっといませんので、ことしについては、先ほど言われた方お1人がその対象になったということで、今後もそのような方々が出てこられる場合につきましては、来年度以降につきましても2人分の3,000千円ということで当初予算も上げておりますので、随時対象者についてはこのような交付金の指導といたしますか、給付金の申請をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

せっかく上峰は農業振興に力を入れて、ましてや農業の最先端を行くフォアスの整備とかも一生懸命に取り組んでいるわけでありますから、できるだけ就農される方を養成していただければと思っております。

次に、33ページ、目の社会教育施設費の中の13番委託料、ここで建築物及び建築設備定期報告委託料というのが減額になっていますが、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

私のほうから、建築物及び建築設備定期報告委託料の減額1,270千円の件について御報告いたします。

理由といたしましては、設計変更及び入札減によるものです。当初予算では1,900千円の予算を計上しておりました。この定期報告は町民センターの建物の定期報告になります。その中で外壁の調査の方法が、当初1,900千円の際は足場を組んで調査をする方法で算定しておりました。準備を進めていく中で、まず、県のほうから御指導いただいたのが、赤外線による方法がありますよと。それだと、少し安くなりなすよというのがまず1つ措置がありました。それで設計変更をしながら、また進めておりましたときに、もう1つ安くなりなすよと。実は赤外線が南側の温かい面は大丈夫なんですけど、北側の日が当たらないほうはちょっと精度が悪いですというのが、またコンサルのほうから御提案いただきまして、また設計変更をいたしまして、今回、高所作業所、トラックに足場を、伸びる12メートルほど上がる高所作業所を使つての調査に設計変更しました。これだと、高所作業所を1日リースするだけでできるということで、まず、そこで設計変更が合わせて807千円の減額を図ることができました。それで、設計で1,093,050円で入札を行いました。入札の結果、契約額は630千円で業者さんが落札をされました。その間で、まず入札の減でまた463千円の減がありまして、合わせまして1,270千円の減となった次第です。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そういうことで、経費が節約といいますか、安く上がったことはうれしいことですね。そういうことで、今、町民センターの各部の調査ということですが、その調査をすれば、当然、どこが傷んでいるかということはわかるはずですよ。そうすると、その傷んだ場所が、ここが悪い、ここが悪いとわかったのを一応まとめたとの対応としては、当然、改修、補修をやるということでありましょうが、それはどの年度ぐらいにそういうことを計画されているわけですか。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

今回のタイルが500平米ほど対象があります。そのタイルが浮いているかどうかというのをただいま点検をしているところです。結果をもちまして、来年度、まず、その設計を行いまして、それがまた防衛施設とかの補助に乗るかどうかお話を進めながら、実際工事になるのは再来年度、平成27年度が目標かと思われまます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今まで教育委員会の改修関係の話聞いたら、大規模改修のときやります、大規模改修のときやりますということはいつも出ていましたよね。じゃあ、その町民センターもその中に含まれとるとということですか、確認のためちょっとお尋ねします。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

大規模改修のタイミングとは、ちょっとまた外れております。

○8番（大川隆城君）

そしたら、今、課長の答弁では、来年、再来年あたりでというふうな予定だということでお聞きしましたが、やっぱり見よったら、タイルももちろんそうやろうけれども、水が含まれて膨れたりとかというのも結構見られるですよ。そういうとも当然まんべんなく調べられておると思いますが、とにかくいろいろとあったところでもありますから、十分にきちんと検査をされて、そして、繰り返しというか、一遍やって、またせんばというようなことがないようにやってもらいたいと思います。よろしく願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第20号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案審議。

議案第20号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第21号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第21号 平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第22号

○議長（中山五雄君）

日程第9．議案審議。

議案第22号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

これはあくまでもお尋ねでございますが、4ページですけれども、坊所地区の機能強化対策事業の162,800千円ですか、これが繰越明許費というようなことで上がってきております。これも全協の中でいろいろと説明は聞いております。24年度の予算でいただいて、25年度で事業展開になっております。それが26年度に繰り越すということのようでございます。基本的には明許繰越は1回で終わりというふうに僕は思っております。そういった中で、26年度に繰り越すということの説明でございました。それを事故繰越というような形の中で、これ事故繰越になりますと、そう簡単にできるものではない。国あたりの了解が要るのではないかとこのように思います。そういう質問を全協の中でしたところ、国にお願い事をしておりますと。その進捗をどのようになっているか、お尋ねをします。

○振興課長（江崎文男君）

4ページの繰越明許費の関係ですけれども、議員質疑の中の事故繰越につきましては、今回のこの繰越明許費の162,800千円の中には含まれておりません。あくまでもこれは25年度、今の現計予算を繰り越すものでございます。先ほどの事故繰越分につきましては、あれは24年度の明許繰越分を25年度で工事している分のまたさらに繰り越すということになりますので、事故繰越ということですから、今現在工事をしている分についてが事故繰越の分でございます。今回この明許繰越につきましては、25年度の現計予算ということでまだ発注を

しておりません。何で発注されなかったかといいますと、この説明もしましたけれども、今現在、24年度の繰越分で今の工事を発注しております関係上、現場がその部分が終わらんと、要は次の建築の部分に行かれないということで、この162,800千円、ことしの予算につきましても現場的に工事がされないというような理由で今回来年度に明許繰越をするものでございます。

それと、議員質問もありました事故繰越の関係ですけれども、これにつきましては、議員の皆様にはいろいろと御心配をかけていることだと思います。そういう中で、県への対応の確認をしているんですけども、まだ許可というものが来ていないということでございます。そういう中で、県のほうも財務支局のほうに私たちのこの案件について協議を行ってもらっています。そういう中では、対応的にはいいような感触を受けたというような報告を受けているところでございます。まだ事故繰越の結果的なものは来ていません。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

もう大変失礼をいたしました。この明許繰越については理解をしたところでございます。

しかしながら、事故繰越の件がもし、もう国がだめやというようなことはないと思うけれども、あった場合にどのような対策方法があるのか、また、どのように対策をしようとされているのかですね。本来の姿としては、先ほども質問したとおり、年度、年度できちっとした形で執行をしていくというのが基本的な流れであって、非常に事故繰越というようなことについては非常に問題だと思うし、全協の中でも詳しい方の質問もありましたけれども、矢板を16メートルも打って、水がそんなに出るのかと。これは事業のやり方にも疑問があるのではないかというふうに僕は思うんですよ。それも60日間も工期延長という形をとられることには僕は大きな疑問を持っている。入札で落札をされた業者さんは責任持ってやるべきだと思うし、それを一々行政から監督にしょっちゅう行けるような時間はないと思うので、それはお任せでいいとしながらも、余りにもせっぱ詰まって、こういった事故繰越というようなことには非常に難しい問題があるというふうに思います。

こういうことをやっぱり業者選定から、こういった大きな事業等については今後考えていかざるを得ないだろうし、いろいろな決まり事もあると承知しておりますが、やはりそういったことについてはきちっとやってもらわないと、入札の段階でも物すごい安い金額で落とされているもんね。だからといって、安いからいいということにはつながらないだろうと今後は、思います。下水処理場ですから、また修理をする、そういうことの、今、同僚議員も質問の中で言われていたように、1回これだけの大きな金額をかけて、また修理をじきせんばいかんというようなことにならないような対策を行政としてはとっていただきたいし、国からいい感触だということで、それはいいことだなと思いますが、もし、今月いっぱいにならぬという回答がなかったらどうするのと、心配しているわけですよ。その対策があれば、お

聞かせをしていただきたい。

○振興課長（江崎文男君）

今の時期の事故繰越の申請につきましては、あくまでも県サイドと国サイドとの関係でございます。よって、本町が財務局のほうに出向いて、この事故繰越の話をするということにつきましては非常に困難なこと、スタンス的に困難なものでございます。私たちは県にお願いするしかございません。ただ、どちらにしても、もう3月でございますので、結果的にはある程度もう出ないといけないような時期でございますので、再度、私たちについては県のほうに確認して、どのような状態かということでもまず確認をしていきたいと思っております。

最悪のことは余り思いたくはないんですけども、もし事故繰越ができないという形になりますと、あとは不用額で落とすような形にしかないだろうということをおもっているところでございます。そういうことでございますので、まずは、事故繰越を前提的に私たちも進めていきたいと思っておりますので、これはまた県のほうに出向いて、そこら辺の協議を再度していきたいと思っております。

○7番（吉富 隆君）

議会が3月14日までという日程になっておりますので、その間に結果が出たら報告をお願いしたいし、非常に大きな問題だと思えますし、非常に国の予算を使うてやるのはよほど真剣にやらないと、国から返せと言われるようなことのないようにしていただきたいと、行政の方々の努力もしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○振興課長（江崎文男君）

わかりました。議会中に県のほうに出向いて、そこら辺については再度確認ということで、また、御報告ができたらしめていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第23号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第23号 平成26年度上峰町一般会計予算。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

質疑はないようですので、お諮りいたします。ただいま審議中の平成26年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に林眞敏君、副委員長に碓勝征君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、委員長に林眞敏君、副委員長に碓勝征君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで委員長に選任されました林眞敏君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○9番（林 眞敏君）

皆さんこんにちは。ただいま平成26年度予算特別委員会委員長に指名されました林眞敏です。大変重たく受けとめております。皆さん御承知のとおり、本町の財政はまだまだ厳しい状態にあると私ども議員の皆様方も理解しておるところでございます。皆様方の御協力をお願いし、慎重に審議していただきたいと思っております。皆様方、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ありがとうございました。

次へ進みます。

日程第11 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第11. 討論・採決。

議案第4号 上峰町先進的ICT利活用教育推進基金条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第6号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさんでした。どうもありがとうございました。

午後4時 散会